

# 消防の動き



2021  
**3**  
No.599

●「令和2年7月豪雨」における消防機関の対応



消 防 庁  
Fire and Disaster Management Agency





# 「令和2年7月豪雨」における 消防機関の対応..... 4

令和3年3月号 No.599

**巻頭言** 「安心安全で「上質な生活都市」を目指して」 ～地震・コロナの経験を糧に～  
(熊本市消防局長 西岡 哲弘)

## Report

令和2年版救急・救助の現況.....	9
消防本部等における災害対応機能の維持に係る非常用電源の設置状況等の調査結果.....	16
地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果.....	18
地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果.....	20

## Topics

令和2年度第3次補正予算の概要（消防庁関連）.....	22
全国消防防災主管課長会議の開催.....	24
女子学生等を対象としたWEB職業体験イベント (WEBインターンシップ)の開催について.....	25
救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.2.0）について.....	27
「#7119の全国展開に向けた検討部会」報告書の概要及びこれを受けた消防庁の取組.....	31
令和2年度「地域防災力向上シンポジウム」の実施結果.....	36

## 緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊出動に係る消防庁長官賞状授与及び感謝状贈呈.....	38
-----------------------------------	----

## 消防通信～望楼

松本広域消防局（長野県）／泉州南広域消防本部（大阪府） 八幡浜地区施設事務組合消防本部（愛媛県）／筑紫野太宰府消防組合消防本部（福岡県）.....	40
--	----

## 消防大学校だより

火災調査科における教育訓練 ～模擬家屋実習について～.....	41
女性活躍推進コースにおける教育訓練.....	42

## 報道発表

最近の報道発表（令和3年1月26日～令和3年2月22日）.....	43
-----------------------------------	----

## 通知等

最近の通知（令和3年1月26日～令和3年2月22日）.....	44
広報テーマ（3月・4月）.....	45

## お知らせ

外出先での地震への対処.....	46
地域に密着した消防団活動の推進.....	47
少年消防クラブ活動に参加してみませんか.....	48
令和3年度消防防災科学技術賞の作品募集.....	49



■ 表紙  
本号掲載記事より

# 「安心安全で「上質な生活都市」を目指して」 ～地震・コロナの経験を糧に～



熊本市消防局長 西岡 哲弘

熊本市は、九州のほぼ中央に位置し、古来より政治・経済・文化などの拠点として栄えてきました。豊かな緑、豊富で清冽な地下水などの自然環境に恵まれるとともに、日本三名城の一つに数えられる熊本城をはじめ、市内各所に剣豪 宮本武蔵や文豪 夏目漱石などの史跡・旧跡が残るなど、自然、歴史、文化の中に都市機能が融和した都市です。

本市では、目指すまちの姿を「上質な生活都市」として掲げ、安心して暮らせるまちづくり、ずっと住みたいまちづくり、訪れてみたいまちづくりを目指しています。

消防局は、平成26年4月から上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の消防事務を受託し、熊本市と合わせた人口約77万人を管轄しています。1局・6署・15出張所・2庁舎、職員定数810人の消防体制で管内住民の安心安全のため「火災予防対策の推進」「消防体制の充実強化」「地域の災害対応力の強化」を主要事業として掲げ、様々な施策を展開しています。

平成28年4月に最大震度7を2度にわたって観測した「熊本地震」から間もなく5年が経過しますが、着実に復旧復興の歩みを進め、熊本のシンボルである熊本城においても天守閣部分の改修が完了し、4月から一般公開されるまでに至りました。

消防局としましても、地震の教訓を活かし、新たにVRを用いた体験型防災学習を取り入れるなど、決して震災の記憶が風化することのないよう、次世代への継承に努めています。

さらに令和2年4月から運用を開始した「新消防指令管制システム」は、大規模災害時にも業務継続を可能とすることを最重要視しており、万が一消防局庁舎が被災し指令管制室として機能しなくなった場合には、システムの一部を別の庁舎に持ち出し業務を継続することができる「可搬型指令システム」を導入しました。

近年は地震に限らず、災害の大規模化・多様化により消防庁舎や消防車両に被害が生じることもあり、災害活動のみならず消防体制の維持を念頭においた対応策を講じる必要があると考えています。

また、令和2年から日勤救急隊の運用を開始し、救急需要に合わせた消防体制の確立、また女性職員が働きやすい環境づくりに努めているところです。

昨年からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大というこれまで経験のない危機に直面し、生活様式を一変せざるを得ない事態となり、消防行政におきましても目に見えないウイルスに備えた感染防止対策が継続して求められています。

当局としましては、全救急車へオゾン発生装置や自動心肺蘇生器の配備を行ったほか、在宅勤務や時差出勤などを取り入れ、業務継続計画に基づく優先順位を選定し、各種イベントの縮小や中止などを行っています。そして何より職員が感染した場合の影響が著しく大きいことから、感染防止について徹底して注意喚起を行ってまいったところです。

これからも、あらゆる災害や社会情勢の変化に対応するため、消防車両、資器材の整備、消防体制の強化、そして人材育成の更なる充実を図り、安心安全で「上質な生活都市くまもと」を目指します。

## 「令和2年7月豪雨」における消防機関の対応

国民保護・防災部防災課、応急対策室、広域応援室、地域防災室

### 1 はじめに

令和2年7月3日から31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が断続して流れ込み、各地で大雨となりました。

「令和2年7月豪雨」と定められたこの一連の記録的な大雨により、7県に大雨特別警報が発表され、各地で河川の氾濫、浸水や土砂崩れ等が発生し、九州を中心に84人の死者のほか、1万6,000棟を超える住家被害（令和3年1月7日現在）が発生するなど甚大な被害となりました。

この大雨の影響により、北海道を除く全国各地の市町村において避難指示（緊急）及び避難勧告等が発令され、ピーク時における避難者数は1万人超に達したほか、孤立地域の発生、停電、断水等ライフラインへの被害や鉄道の運休等の交通障害が発生するなど、住民生活に大きな支障が生じました。

なお、令和2年7月豪雨による各地の被害状況は、表1のとおりです。

亡くなられた方々のご冥福を謹んでお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。



熊本県球磨村の被害の状況  
(人吉下球磨消防組合消防本部提供)

### 2 政府の対応

政府においては、7月4日に「令和2年7月3日から大雨」に関する官邸対策室を設置し、大雨に対する警戒を強化しました。

また、同日、内閣総理大臣から関係省庁に対し、①国民に対し、避難や大雨・河川の状況等に関する情報提供を適時的確に行うこと、②地方自治体とも緊密に連携し、浸水が想定される地区の住民の避難が確実に行われるよう、避難支援等の事前対策に万全を期すこと、③被害が発生した場合は、被害状況を迅速に把握するとともに、政府一体となって、人命第一で災害応急対策に全力で取り組むこと、との指示が出されました。

さらに、5日には、令和2年7月豪雨非常災害対策本部が設置され、同日に開催された第1回の会議において、内閣総理大臣から関係省庁に対し、被災者支援を迅速かつ強力に進めるため、各省横断の「被災者生活・生業再建支援チーム」を設置する旨の指示が出されました。そして、30日に開催された第12回の会議において、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」が決定されるなど、政府一体となった災害対応及び被災者支援が進められました。

### 3 消防庁の対応

消防庁においては、記録的な大雨により、重大な災害の起こるおそれが著しく高まったことから、7月4日4時50分に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部を設置（第2次応急体制）し、さらに、同日7時15分に消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組（第3次応急体制）し、全庁を挙げて災害対応に当たりました。

対応に当たっては、同日以降、14県の緊急消防援助隊に対して、順次、被害の甚大な熊本県、長野県、宮崎県及び鳥根県への出動を求め又は指示しました。あわせて、被災自治体の災害対応を支援するとともに、緊急消





表1 被害状況（人的・住家被害）

（令和3年1月7日現在）

都道府県	人的被害(人)					住家被害(棟)					
	死者	行方不明者	負傷者		合計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	合計
			重傷	軽傷							
青森										1	1
岩手									1	28	29
秋田								3	10	77	90
山形			1		1	1	62	7	150	555	775
福島				1	1					26	26
群馬								1			1
埼玉								77		2	79
千葉										2	2
東京									3		3
神奈川				1	1			6	1	9	16
新潟									3	49	52
富山	1				1					1	1
福井										3	3
山梨										4	4
長野	1		2		3		1	4	5	109	119
岐阜			1	1	2	6	36	85	31	304	462
静岡	1				1		2	41	12	59	114
愛知							1	8		20	29
三重								9	7	8	24
滋賀									1	12	13
京都				2	2		1	7		29	37
大阪								4		1	5
兵庫						2			4	1	7
奈良									1	2	3
和歌山				1	1			3		6	9
島根						2	40	3		52	97
岡山							1			17	18
広島	2		2	1	5	1	11	15	4	111	142
山口							4		17	192	213
徳島						1					1
愛媛	2			1	3	1	2	34	5	67	109
福岡	2		5	4	11	14	992	977	681	1,920	4,584
佐賀				3	3	2	9	7	25	144	187
長崎	3		1		4	4	3	4	124	136	271
熊本	65	2	10	34	111	1,490	3,092	1,940	329	561	7,412
大分	6		1	1	8	68	209	202	129	469	1,077
宮崎						4	3		2	13	22
鹿児島	1			4	5	25	35	66	136	300	562
合計	84	2	23	54	163	1,621	4,504	3,503	1,681	5,290	16,599

（備考）「消防庁とりまとめ報」により作成

防援助隊の円滑な活動調整、さらには政府の災害対応に必要となる情報の収集を行うため、同日以降、熊本県をはじめ被災4県及び地元消防本部等に対し、12日間にわたり計19人の消防庁職員を派遣したほか、各都道府県に対して、危険物施設の点検・安全確保や通電火災対策についての関係者への周知の要請等を行いました。

## 4 消防機関の対応

### (1) 消防本部

甚大な被害に見舞われた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急活動に当たりましたが、河川の氾濫等による浸水被害や土砂災害による道路の通行止めなどの影響により、被災現場に近づくことができず、その活動は困難を極めました。

これらの地域では、地元消防本部が消防団や県内消防本部からの応援隊と協力し、住民の避難誘導、救命ボート及び消防防災ヘリコプターを活用した救助活動、行方不明者の捜索等を懸命に行いました。

また、熊本県芦北町で発生した工場火災における消火活動や、長崎県大村市で発生した重油の流出事故に対するオイルフェンス展張等による流出防止措置を実施しました。

### (2) 消防団

甚大な被害に見舞われた多くの市町村において、消防団は、大雨に備え、危険箇所の巡視・警戒や広報車を活用した早期避難の呼び掛け、住民の避難誘導等を実施しました。

また、発災後においても、消防団は、ボートによる救助活動や行方不明者の捜索等を行ったほか、瓦礫や流木の撤去や浸水により孤立した集落への物資運搬、住民の安否確認のための戸別訪問等を長期間にわたり実施しました。



浸水地域の救助活動  
(熊本県相良村消防団提供)

### (3) 緊急消防援助隊

市民の生命・身体・財産を守ることを任務とする消防機関は、法律に基づき、原則として市町村単位で運営されていますが、大規模な災害や特殊な災害が発生した際、県内応援を含め被災地の消防力だけでは対処できないことがあります。このような場合に、都道府県域を越えて活動する消防の応援部隊が緊急消防援助隊です。

令和2年7月豪雨においても、消防庁長官の指示により、7月4日から15日までの12日間にわたり、総数532隊、1,999人(延べ活動数1,229隊、4,866人)が活動し、現行の緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画において新設された航空指揮支援隊及び土砂・風水害機動支援部隊が初めて出動しました(表2)。

ここでは、被災地に派遣された緊急消防援助隊の活動内容をご紹介します。

#### (ア) 熊本県

福岡市消防局統括指揮支援隊、北九州市消防局指揮支援隊、熊本市消防局指揮支援隊による活動管理のもとで陸上隊(※1)が、宮崎県防災救急航空隊による活動管理のもとで航空小隊(※2)が活動しました。

八代市、人吉市、芦北町、山江村及び球磨村の各市町村において、陸上隊は、ドローンや重機等を活用し、工場火災での消火活動や浸水した地域での安否確認、捜索・救助活動を行いました。また、航空小隊は、孤立した地域での捜索・救助活動及び食料等の物資輸送、活動現場への陸上隊員の輸送及び上空からの情報収集を行いました。

これらの活動により、7月4日から15日までの12日間で367人が救助されました。

なお、熊本県内における活動実績の詳細については、図1のとおりです。

(※1) 山口県大隊、福岡県大隊、佐賀県大隊、長崎県大隊、大分県大隊、宮崎県大隊及び鹿児島県大隊

(※2) 島根県、岡山県、広島市消防局、愛媛県、福岡市消防局、北九州市消防局、長崎県、大分県及び鹿児島県



表2 緊急消防援助隊の出動状況

出動要請日	熊本県へ出動した緊急消防援助隊		
	指揮支援部隊	陸上隊	航空隊
7月4日	福岡市消防局、北九州市消防局、熊本市消防局、宮崎県	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県	岡山県、広島市消防局、愛媛県、福岡市消防局、北九州市消防局、長崎県、大分県(※)、鹿児島県
7月6日		山口県	
7月8日			島根県
活動期間：7月4日～15日（12日間） 出動隊の総数：529隊、1,981人 延べ活動数：1,218隊、4,800人			
※ 7月13日に宮崎県へ部隊移動			

出動要請日	長野県へ出動した緊急消防援助隊		
	指揮支援部隊	陸上隊	航空隊
7月8日			埼玉県
活動期間：7月8日～14日（7日間） 出動隊の総数：1隊、6人 延べ活動数：7隊、42人			

出動要請日	宮崎県へ出動した緊急消防援助隊		
	指揮支援部隊	陸上隊	航空隊
7月13日			大分県
活動期間：7月13日～14日（2日間） 出動隊の総数：1隊、5人 延べ活動数：2隊、10人			

出動要請日	島根県へ出動した緊急消防援助隊		
	指揮支援部隊	陸上隊	航空隊
7月14日			鳥取県
活動期間：7月14日～15日（2日間） 出動隊の総数：1隊、7人 延べ活動数：2隊、14人			



消火活動(熊本県芦北町)  
(福岡市消防局提供)



捜索活動(熊本県人吉市)  
(佐賀広域消防局提供)

図1 令和2年7月豪雨において熊本県に派遣された緊急消防援助隊の活動実績



救助活動(熊本県八代市)  
 (下関市消防局提供)

(イ) 長野県

7月8日に埼玉県防災航空隊が出動し、増水した川の中州に取り残された作業員1人の救助活動を実施したほか、ヘリコプターテレビ電送システムを活用して、上空からの情報収集を行いました。

(ウ) 宮崎県

7月13日に熊本県から部隊移動となった大分県防災航空隊が、川の中州から住民1人を救助しました。

(エ) 島根県

鳥取県消防防災航空隊が7月14日に出動し、ヘリコプターテレビ電送システムを活用して、浸水地域において上空からの情報収集を行いました。

**5 おわりに**

このたびの豪雨被害に際しては、地元消防本部や消防団はもとより、県内消防本部の応援隊、緊急消防援助隊は、一人でも多くの住民の命を守るため、昼夜を問わず、総力をあげて懸命な活動を続けました。こうした活動を通じて、今後活かすべき多くの教訓が得られたところであります。

消防庁においても、引き続き関係省庁と連携して、近年、激甚化・頻発化する豪雨災害に迅速かつ的確に対応できるよう、これまでの教訓を踏まえ、消防防災体制のより一層の強化に取り組んでまいります。

**問合わせ先**

- 消防庁国民保護・防災部防災課  
 TEL: 03-5253-7525 (直通)
- 消防庁国民保護・防災部防災課 応急対策室
- 消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室  
 TEL: 03-5253-7527 (直通)
- 消防庁国民保護・防災部防災課 地域防災室  
 TEL: 03-5253-7561 (直通)



## 令和2年版 救急・救助の現況

救急企画室／参事官  
広域応援室

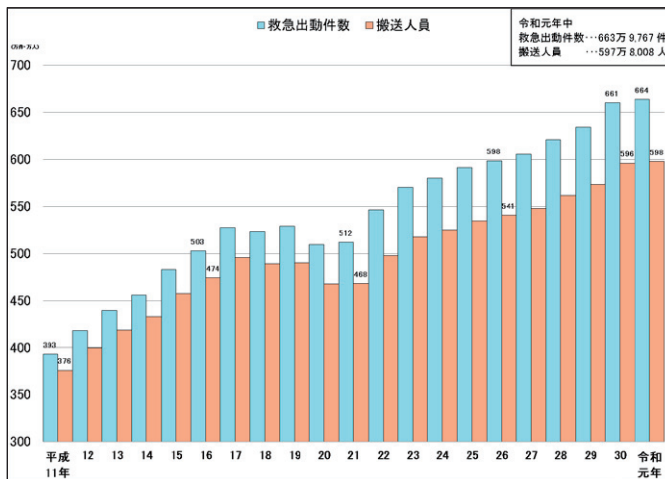
### 1 救急業務の実施状況

#### ① 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員

令和元年中の救急自動車による救急出動件数は663万9,767件（対前年比3万4,554件増、0.5%増）、搬送人員は597万8,008人（対前年比1万7,713人増、0.3%増）で救急出動件数、搬送人員ともに過去最多となりました（図1参照）。なお、対前年比の増加率は、いずれも過去10年で最低にとどまっています。

救急自動車は約4.7秒に1回（前年約4.8秒に1回）の割合で出動しており、国民の21人に1人（前年21人に1人）が救急搬送されたこととなります。

図1 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移



#### ② 事故種別の搬送人員

令和元年中の救急自動車による搬送人員の内訳を搬送の原因となった事故種別ごとにみると、急病が392万2,274人（65.6%）、一般負傷が92万6,553人（15.5%）、交通事故が41万1,528人（6.9%）などとなっています。

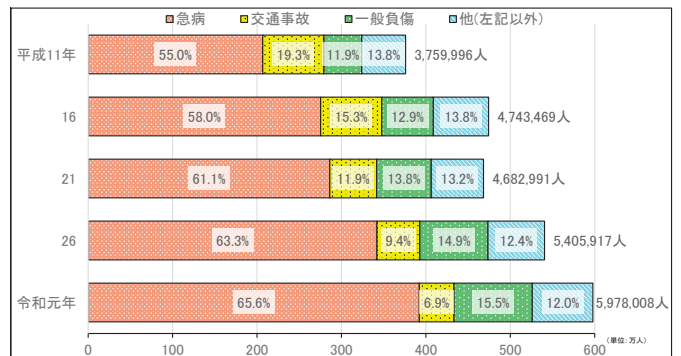
事故種別ごとの搬送人員の推移をみると、急病と一般負傷は増加している一方で、交通事故は減少しています（表1及び図2参照）。

表1 事故種別の搬送人員対前年比（単位：人）

事故種別	令和元年中		平成30年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
急病	3,922,274	65.6	3,891,040	65.3	31,234	▲0.8
交通事故	411,528	6.9	441,582	7.4	▲30,054	▲6.8
一般負傷	926,553	15.5	912,346	15.3	14,207	▲1.6
加害	22,750	0.4	25,038	0.4	▲2,288	▲9.1
自損行為	35,545	0.6	35,156	0.6	389	▲1.1
労働災害	55,924	0.9	57,500	1.0	▲1,576	▲2.7
運動競技	41,573	0.7	43,349	0.7	▲1,776	▲4.1
火災	5,234	0.1	5,393	0.1	▲159	▲2.9
水難	2,160	0.0	2,318	0.0	▲158	▲6.8
自然災害	640	0.0	1,957	0.0	▲1,317	▲67.3
その他	553,827	9.3	544,616	9.1	9,211	▲1.7
合計	5,978,008	100.0	5,960,295	100.0	17,713	0.3

※端数処理（四捨五入）のため、割合・構成比の合計は100%にならない場合がある。

図2 事故種別の搬送人員と5年ごとの構成比の推移



※端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

#### ③ 年齢区別の年搬送人員

令和元年中の救急自動車による搬送人員の内訳を年齢区別にみると、最も多い年齢区分は高齢者358万9,055人（60.0%）、続いて成人189万2,457人（31.7%）、乳幼児28万7,28人（4.7%）となっています。

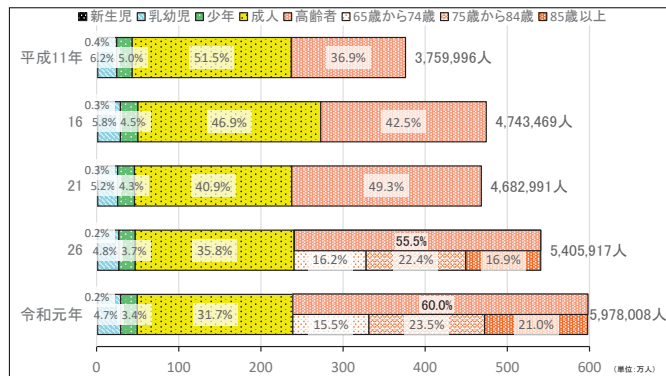
年齢区別の搬送人員の推移をみると、乳幼児、高齢者の搬送割合が増加しています（表2及び図3参照）。

表2 年齢区別の搬送人員対前年比（単位：人）

年齢区分	令和元年中		平成30年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
新生児	12,938	0.2	13,317	0.2	▲379	▲2.8
乳幼児	280,728	4.7	266,032	4.5	14,696	▲5.5
少年	202,830	3.4	205,897	3.5	▲3,067	▲1.5
成人	1,892,457	31.7	1,935,986	32.5	▲43,529	▲2.2
高齢者	3,589,055	60.0	3,539,063	59.4	49,992	▲1.4
うち、65歳から74歳	926,643	15.5	948,292	15.9	▲21,649	▲2.3
うち、75歳から84歳	1,407,580	23.5	1,388,681	23.3	18,899	▲1.4
うち、85歳以上	1,254,832	21.0	1,202,090	20.2	52,742	▲4.4
合計	5,978,008	100	5,960,295	100	17,713	0.3

※端数処理（四捨五入）のため、割合・構成比の合計は100%にならない場合がある。

図3 年齢区別の搬送人員と5年ごとの構成比の推移



※端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

・年齢区分の定義

- 新生児：生後28日未満の者
- 乳幼児：生後28日以上満7歳未満の者
- 少年：満7歳以上満18歳未満の者
- 成人：満18歳以上満65歳未満の者
- 高齢者：満65歳以上の者
  - ア 65歳から74歳 満65歳以上満75歳未満の者
  - イ 75歳から84歳 満75歳以上満85歳未満の者
  - ウ 85歳以上 満85歳以上の者

#### ④ 傷病程度別の搬送人員

令和元年中の救急自動車による搬送人員の内訳を傷病程度別にみると、軽症（外来診療）が286万9,027人（48.0%）、中等症（入院診療）が254万3,545人（42.5%）、重症（長期入院）が48万6,164人（8.1%）などとなっています（表3参照）。

傷病程度別の搬送人員の推移をみると、総搬送人員に占める軽症の傷病者の割合は、約5割で緩やかに減少しています（図4参照）。

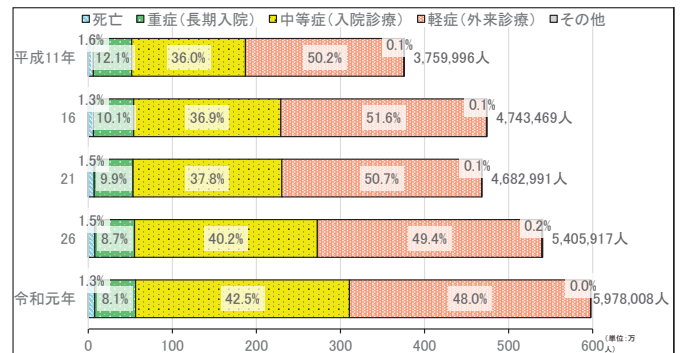
※傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だった者や通院による治療が必要だった者も含まれる。

表3 傷病程度別の搬送人員対前年比 (単位:人)

傷病程度	令和元年中		平成30年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
死亡	76,697	1.3	78,139	1.3	▲1,442	▲1.8
重症（長期入院）	486,164	8.1	487,413	8.2	▲1,249	▲0.3
中等症（入院診療）	2,543,545	42.5	2,482,018	41.6	61,527	2.5
軽症（外来診療）	2,869,027	48.0	2,909,546	48.8	▲40,519	▲1.4
その他	2,575	0.0	3,179	0.1	▲604	▲19.0
合計	5,978,008	100	5,960,295	100	17,713	0.3

※端数処理（四捨五入）のため、割合・構成比の合計は100%にならない場合がある。

図4 傷病程度別の搬送人員と5年ごとの構成比の推移



※端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

・傷病程度の定義

- 死亡：初診時において死亡が確認されたもの
- 重症（長期入院）：傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
- 中等症（入院診療）：傷病程度が重症または軽症以外のもの
- 軽症（外来診療）：傷病程度が入院加療を必要としないもの
- その他：医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したものの

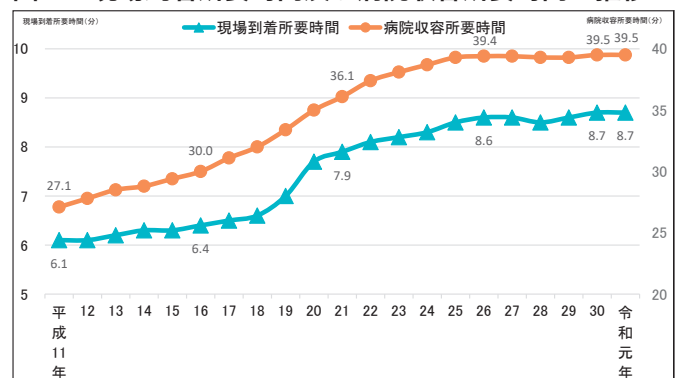
※傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だった者や通院による治療が必要だった者も含まれる。

#### ⑤ 救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間

令和元年中の救急自動車による現場到着所要時間（入電から現場に到着するまでに要した時間）は、全国平均で約8.7分（前年約8.7分）、病院収容所要時間（入電から医師引継ぎまでに要した時間）は、全国平均で約39.5分（前年約39.5分）となっています。

現場到着所要時間と病院収容所要時間の推移をみると、どちらも延伸傾向となっています（図5参照）。

図5 現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



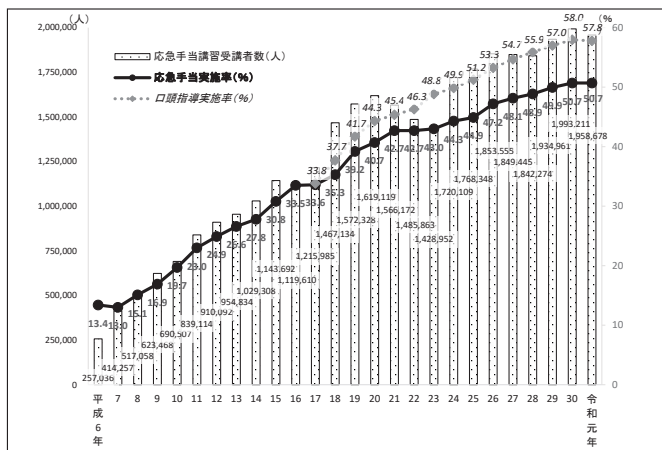
※東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。



## ⑥ 心肺機能停止傷病者への応急手当実施率

令和元年中の消防本部が実施する応急手当講習の受講者数は195万8,678人となっています。バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）により応急手当が実施される割合は年々増加しており、令和元年中には、心肺機能停止傷病者の50.7%に応急手当が実施されています（図6参照）。

図6 応急手当講習受講者数と心肺機能停止傷病者への応急手当実施率及び通報者への口頭指導実施率の推移

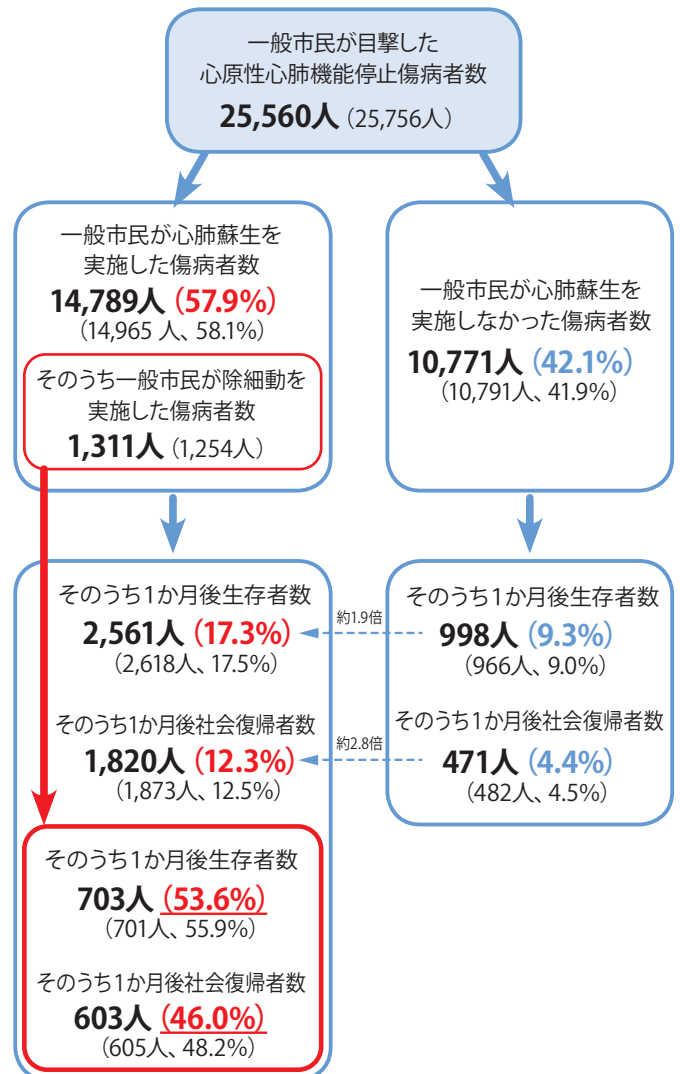


## ⑦ 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による心肺蘇生等実施の有無別生存率・社会復帰率

令和元年中に一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者は2万5,560人で、そのうち一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者は1万4,789人(57.9%)となっています。一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者数のうち、1ヵ月後生存者は2,561人(17.3%)、1ヵ月後社会復帰者は1,820人(12.3%)となっています。

また、一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者数のうち、一般市民がAEDを使用し除細動を実施した傷病者数は1,311人で、そのうち1ヵ月後生存者数は703人(53.6%)、1ヵ月後社会復帰者数は603人(46.0%)となっています（図7参照）。

図7 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による心肺蘇生等実施の有無別の生存率（令和元年）



※小文字括弧内数値は平成30年中の数値

## 2 救助業務の実施状況

### ① 救助出動・活動件数及び救助人員の推移

令和元年中における全国の救助活動の状況は、救助出動件数9万6,424件（対前年比1,005件減、1.0%減）、救助活動件数6万1,340件（対前年比167件減、0.3%減）、救助人員6万3,670人（対前年比166人減、0.3%減）であり、前年と比較して救助出動件数、救助活動件数及び救助人員はいずれも減少しています（表4参照）。

**表4 救助出動・活動件数及び救助人員の推移**

年	救助出動件数		救助活動件数		救助人員	
	件数(件)	対前年増減率(%)	件数(件)	対前年増減率(%)	人員(人)	対前年増減率(%)
平成27年	87,636	▲0.6	55,966	▲1.3	59,190	2.4
平成28年	90,080	2.8	57,148	2.1	57,955	▲2.1
平成29年	92,336	2.5	56,315	▲1.5	57,664	▲0.5
平成30年	97,429	5.5	61,507	9.2	63,836	10.7
令和元年	96,424	▲1.0	61,340	▲0.3	63,670	▲0.3

**② 救助出動件数**

「交通事故」が2万2,826件(対前年比1,860件減、7.5%減)、「水難事故」が3,839件(対前年比215件減、5.3%減)と減少する一方で、「火災」が4,074件(対前年比7件増、0.2%増)、「建物等による事故」が3万7,084件(対前年比1,506件増、4.2%増)と増加しています。

なお、昭和55年以降「交通事故」が最多種別でしたが、平成25年以降「建物等による事故」が最多となり、出動件数全体の38.5%を占めています。次いで「交通事故」2万2,826件(23.7%)、「火災」4,074件(4.2%)、「水難事故」3,839件(4.0%)の順となっています(表5参照)。

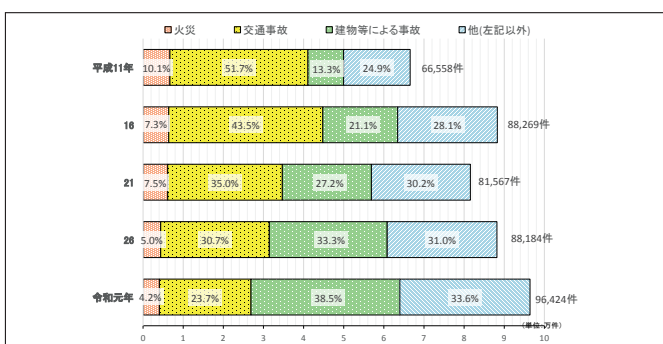
事故種別ごとの救助出動件数の構成比の推移をみると、「建物等による事故」が増加している一方で、「火災」と「交通事故」は減少しています(図8参照)。

**表5 事故種別の救助出動件数対前年比 (単位:件)**

事故種別	令和元年中		平成30年中		対前年比	
	出動件数	構成比(%)	出動件数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
火災	4,074	4.2	4,067	4.2	7	0.2
交通事故	22,826	23.7	24,686	25.3	▲1,860	▲7.5
水難事故	3,839	4.0	4,054	4.2	▲215	▲5.3
風水害等自然災害事故	1,340	1.4	1,594	1.6	▲254	▲15.9
機械による事故	1,720	1.8	1,946	2.0	▲226	▲11.6
建物等による事故	37,084	38.5	35,578	36.5	1,506	4.2
ガス及び酸欠事故	616	0.6	693	0.7	▲77	▲11.1
破裂事故	9	0.0	5	0.0	4	80.0
その他	24,916	25.8	24,806	25.5	110	0.4
合計	96,424	100	97,429	100	▲1,005	▲1.0

※端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合があります。

**図8 事故種別の救助出動件数と構成比の5年ごとの推移**



※端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合があります。

**③ 救助活動件数**

「建物等による事故」が2万6,981件(対前年比846件増、3.2%増)と、活動件数全体の44.0%を占め、平成20年以降、依然として最多の事故種別となっています。次いで「交通事故」1万3,160件(21.5%)、「火災」4,074件(6.6%)、「水難事故」2,703件(4.4%)の順となっています(表6参照)。

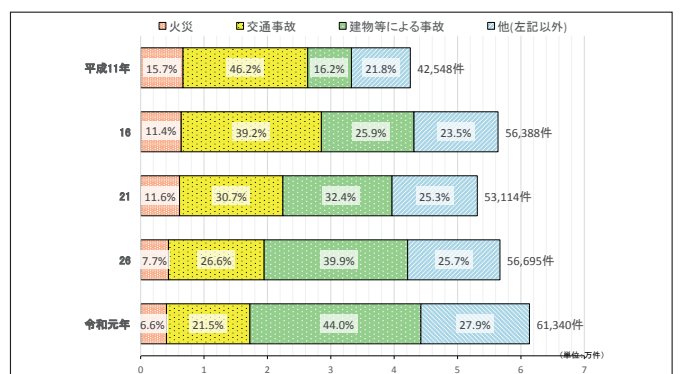
事故種別ごとの救助活動件数の構成比の推移をみると、「建物等による事故」が増加している一方で、「火災」と「交通事故」は減少しています(図9参照)。

**表6 事故種別の救助活動件数対前年比 (単位:件)**

事故種別	令和元年中		平成30年中		対前年比	
	活動件数	構成比(%)	活動件数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
火災	4,074	6.6	4,067	6.6	7	0.2
交通事故	13,160	21.5	14,261	23.2	▲1,101	▲7.7
水難事故	2,703	4.4	2,806	4.6	▲103	▲3.7
風水害等自然災害事故	939	1.5	1,011	1.6	▲72	▲7.1
機械による事故	1,034	1.7	1,227	2.0	▲193	▲15.7
建物等による事故	26,981	44.0	26,135	42.5	846	3.2
ガス及び酸欠事故	380	0.6	391	0.6	▲11	▲2.8
破裂事故	4	0.0	2	0.0	2	100.0
その他	12,065	19.7	11,607	18.9	458	3.9
合計	61,340	100	61,507	100	▲167	▲0.3

※端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合があります。

**図9 事故種別の救助活動件数と構成比の5年ごとの推移**



※端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合があります。

**④ 救助人員**

昭和53年以降「交通事故」が最多種別でしたが、平成25年以降、「建物等による事故」が最多となり、2万4,450人(対前年比364人増、1.5%増)と救助人員全体の38.4%を占めています。次いで「交通事故」1万7,314人(27.2%)、「風水害等自然災害事故」5,260人(8.3%)、「水難事故」2,776人(4.4%)の順になっています(表7参照)。



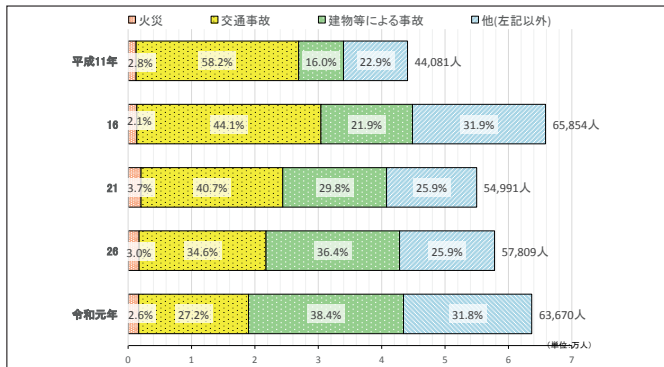
事故種別ごとの救助人員の構成比の推移をみると、「建物等による事故」が増加している一方で、「交通事故」は減少しています（図10参照）。

表7 事故種別の救助人員対前年比 (単位:人)

事故種別	令和元年中		平成30年中		対前年比	
	救助人員	構成比(%)	救助人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
火災	1,678	2.6	1,430	2.2	248	17.3
交通事故	17,314	27.2	18,813	29.5	▲1,499	▲8.0
水難事故	2,776	4.4	2,919	4.6	▲143	4.9
風水害等自然災害事故	5,260	8.3	4,326	6.8	934	21.6
機械による事故	1,164	1.8	1,488	2.3	▲324	▲21.8
建物等による事故	24,450	38.4	24,086	37.7	364	1.5
ガス及び酸欠事故	328	0.5	335	0.5	▲7	▲2.1
破裂事故	3	0.0	1	0.0	2	200.0
その他	10,697	16.8	10,438	16.4	259	2.51
合計	63,670	100	63,836	100	▲166	▲0.3

※端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図10 事故種別の救助人員と構成比の5年ごとの推移



※端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

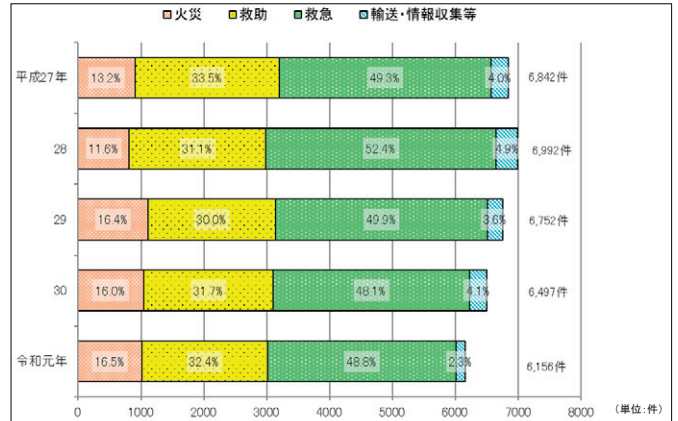
### 3 消防防災ヘリコプターによる救急・救助等業務の実施状況

消防防災ヘリコプターは、令和2年11月1日現在、全国44都道府県に合計74機配備されている（総務省消防庁ヘリコプター4機を含む）。※高知県については、令和元年東日本台風により被災し、現在復旧中）。

令和元年中の消防防災ヘリコプターの救急出動件数は3,005件（対前年比123件減、3.9%減）、救助出動件数は1,993件（対前年比65件減、3.2%減）となっている。

その他に、火災出動件数は1,014件（対前年比28件減）、情報収集・輸送等出動件数は144件（対前年比125件減）となっており、全ての出動件数を合わせた合計は6,156件（対前年比341件減）となっている（図11参照）。

図11 消防防災ヘリコプターの出動件数の推移



※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある

#### ① 救急出動件数

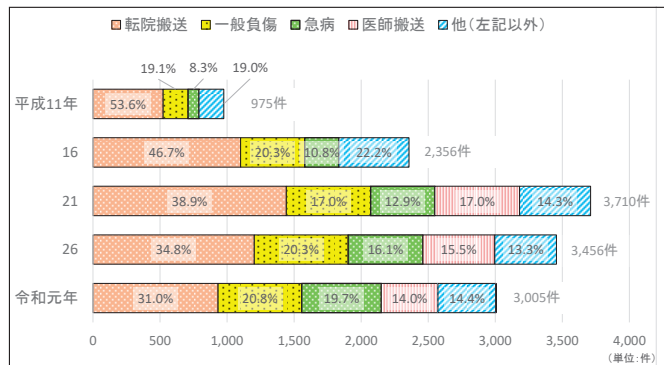
令和元年中の消防防災ヘリコプターの救急出動件数は、「転院搬送」が933件（対前年比16件減、1.7%減）、「急病」が593件（対前年比88件減、12.9%減）、「一般負傷」が624件（対前年比22件減、3.4%減）、「医師搬送」が422件（対前年比13件減、3.0%減）などとなっている（表8、図12参照）。

表8 消防防災ヘリコプター救急出動件数と対前年比 (単位:件)

事故種別	令和元年中		平成30年中		対前年比	
	救急出動	構成比(%)	救急出動	構成比(%)	増減数	増減率(%)
水難	63	2.1	60	1.9	3	5.0
交通事故	96	3.2	113	3.6	▲17	▲15.0
労働災害	118	3.9	88	2.8	30	34.1
一般負傷	624	20.8	646	20.7	▲24	▲3.4
急病	593	19.7	681	21.8	▲88	▲12.9
転院搬送	933	31.0	949	30.3	▲16	▲1.7
医師搬送	422	14.0	435	13.9	▲13	▲3.0
火災	5	0.2	4	0.1	1	25.0
自然災害	17	0.6	31	1.0	▲14	▲45.2
運動競技	7	0.2	7	0.2	0	0.0
加害	1	0.0	0	0.0	1	-
自損行為	34	1.1	32	1.0	2	6.3
その他の救急	92	3.1	82	2.6	10	12.2
合計	3,005	100	3,128	100	▲123	▲3.92

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図12 消防防災ヘリコプター事故種別の救急出動件数と構成比の5年ごとの推移



※平成11年、16年は医師搬送の件数不明  
 ※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

## ② 消防防災ヘリコプターの救急搬送人員

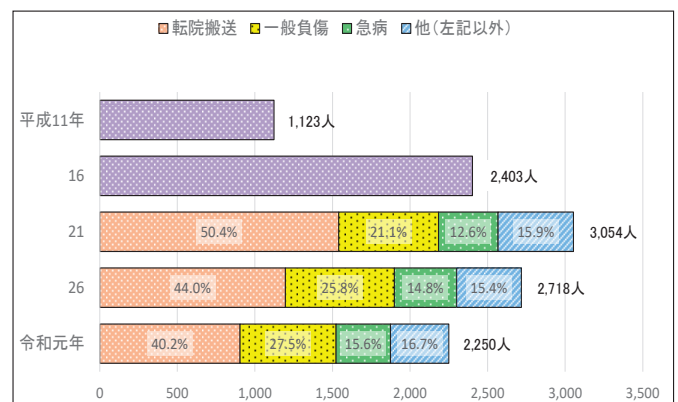
令和元年中の消防防災ヘリコプターの救急搬送人員は、「転院搬送」が904人（対前年比10人増、1.1%増）、「急病」が351人（対前年比73人減、17.2%減）、「一般負傷」が619人（対前年比13人減、2.1%減）などとなっている（表9、図13参照）。

表9 消防防災ヘリコプター救急搬送人員と対前年比（単位：人）

事故種別	令和元年中		平成30年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
水難	43	1.9	39	1.7	4	10.3
交通事故	89	4.0	97	4.2	▲8	▲8.2
労働災害	111	4.9	80	3.5	31	38.8
一般負傷	619	27.5	632	27.3	▲13	▲2.1
急病	351	15.6	424	18.3	▲73	▲17.2
転院搬送	904	40.2	894	38.6	10	1.1
火災	2	0.1	3	0.1	▲1	▲33.3
自然災害	49	2.2	61	2.6	▲12	▲19.7
運動競技	7	0.3	6	0.3	1	16.7
加害	1	0.0	0	0.0	1	-
自損行為	21	0.9	19	0.8	2	10.5
その他の救急	53	2.4	63	2.7	▲10	▲15.9
合計	2,250	100	2,318	100	▲68	▲2.9

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図13 消防防災ヘリコプター事故種別の救急搬送人員と構成比の5年ごとの推移



※平成11年、16年は総件数のみ  
 ※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

## ③ 消防防災ヘリコプターの救助出動件数

令和元年中の消防防災ヘリコプターの救助出動件数は、「山岳」が1,201件（対前年比3件増、0.3%増）、「水難」が524件（対前年比15件増、2.9%増）、「自然災害」が78件（対前年比56件減、41.8%減）、「火災」が1件（対前年比1件増）、「その他」が189件（対前年比28件減、12.9%減）となっている（表10、図14参照）。

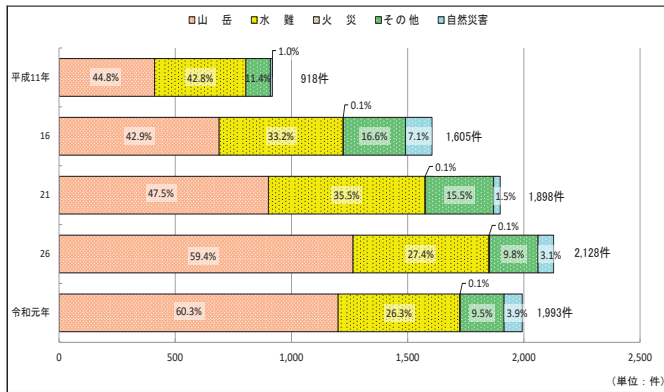
表10 消防防災ヘリコプター事故種別の救助出動件数と対前年比（単位：件）

事故種別	令和元年中		平成30年中		対前年比	
	救助出動件数	構成比(%)	救助出動件数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
火災	1	0.1	0	0.0	0	-
水難	524	26.3	509	24.7	15	2.9
自然災害	78	3.9	134	6.5	▲56	▲41.8
山岳	1,201	60.3	1,198	58.2	3	0.3
その他	189	9.5	217	10.5	▲28	▲12.9
合計	1,993	100	2,058	100	▲65	▲3.2

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。



図14 消防防災ヘリコプター事故種別の救助出動件数と構成比の5年ごとの推移



※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

#### ④ 消防防災ヘリコプターの救助人員

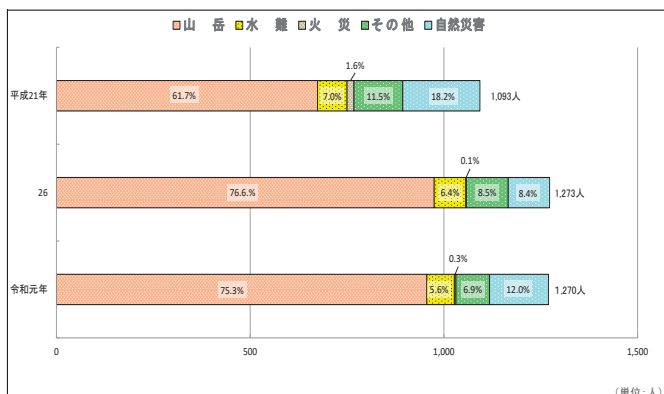
令和元年中の消防防災ヘリコプターの救助人員は、「山岳」が956人（対前年比35人増、3.8%増）、「水難」が71人（対前年比4人増、6.0%増）、「自然災害」が152人（対前年比18人減、10.6%減）、「火災」が4人（対前年比4人増）、「その他」が87人（対前年比19人減、17.9%減）となっている（表11、15参照）。

表11 消防防災ヘリコプター救助人員と対前年比（単位：人）

事故種別	令和元年中		平成30年中		対前年比	
	救助人員	構成比(%)	救助人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
火災	4	0.3	0	0	4	-
水難	71	5.6	67	5.3	4	6.0
自然災害	152	12.0	170	13.4	▲18	▲10.6
山岳	956	75.3	921	72.9	35	3.8
その他	87	6.9	106	8.4	▲19	▲17.9
合計	1,270	100	1,264	100	6	0.5

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図15 消防防災ヘリコプター事故種別の救助人員と構成比の5年ごとの推移



※平成11年、16年の救助人員は不明

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

#### ⑤ 緊急消防援助隊航空小隊の出動件数及び救助・救急搬送人員

令和元年中における消防防災ヘリコプターの緊急消防援助隊航空小隊としての出動件数及び救助・救急搬送人員は57件（対前年比103件減）・115人（対前年比185人減）。このうち、令和元年8月の前線に伴う大雨による災害は2件・0人、令和元年東日本台風（台風第19号）は55件・115人となっている（表12参照）。

表12 緊急消防援助隊航空小隊の出動件数及び救助・救急搬送人員の推移（平成27年～令和元年）  
出動件数（件） 救助・救急搬送人員（人）

年・災害名	区分	緊急消防援助隊航空小隊出動件数	救助・救急搬送人員		
			計	計	
平成27年	口永良部島噴火災害	5	153	0	544
	平成27年9月関東・東北豪雨	148			
平成28年	平成28年熊本地震	77	152	121	324
	平成28年台風第10号による災害	75			
平成29年	平成29年7月九州北部豪雨	44	44	91	91
平成30年	大分県中津市土砂災害	2	160	6	300
	大阪府北部を震源とする地震	2			
	平成30年7月豪雨	129			
	平成30年北海道胆振東部地震	27			
令和元年	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	2	57	0	115
	令和元年東日本台風（台風第19号）	55			

#### 問い合わせ先

（救急）救急企画室

TEL: 03-5253-7529

（救助）国民保護・防災部参事官付

TEL: 03-5253-7507

（航空）国民保護・防災部防災課広域応援室

TEL: 03-5253-7527

## 消防本部等における災害対応機能の維持に係る非常用電源の設置状況等の調査結果

消防・救急課

### 1 はじめに

消防庁では、災害時における災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)第23条により、消防本部、指令センター及び消防署所(以下「消防本部等」という。)への非常用電源設備等の設置を定めているところですが、近年の自然災害発生時においては、広範囲かつ長時間におよぶ停電が発生することもあり、各地域において災害対応の拠点となる消防本部等における非常用電源の確保は重要な課題といえます。

本稿では、消防庁消防・救急課で実施した非常用電源の設置状況等の調査結果について紹介いたします。

### 2 調査の概要

- 調査対象：消防本部庁舎 726庁舎  
           ：指令センター 650箇所  
           ：消防署所 4,816署所
- 調査基準日：令和2年10月1日

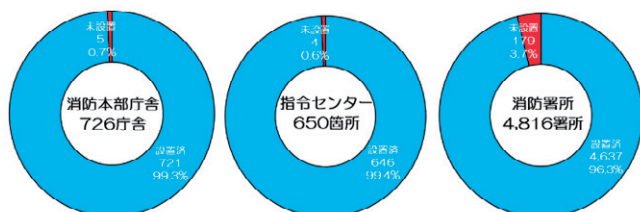
### 3 調査結果

#### ① 非常用電源の設置状況

非常用電源は以下のとおり、9割以上の消防本部等に設置されている。

庁舎等	設置数	割合
消防本部庁舎	721庁舎	99.3%
指令センター	646箇所	99.4%
消防署所	4,637署所	96.3%

■設置済 ■未設置

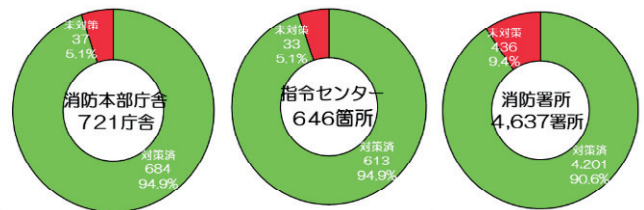


#### ② 地震対策状況

設置されている非常用電源に対しては、約9割の消防本部等で地震対策が講じられている。

庁舎等	対策済数	割合
消防本部庁舎	684庁舎	94.9%
指令センター	613箇所	94.9%
消防署所	4,201署所	90.6%

■対策済 ■未対策



#### 地震に対する対策例

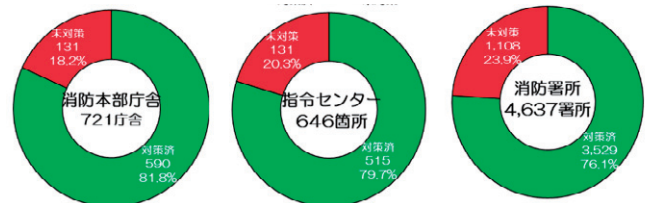


#### ③ 浸水対策状況

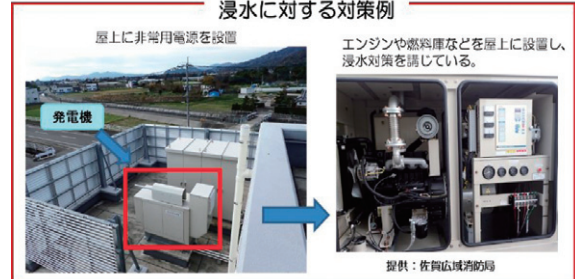
設置されている非常用電源に対しては、約8割の消防本部等で浸水対策が講じられている。

庁舎等	対策済数	割合
消防本部庁舎	590庁舎	81.8%
指令センター	515箇所	79.7%
消防署所	3,529署所	76.1%

■対策済 ■未対策



#### 浸水に対する対策例

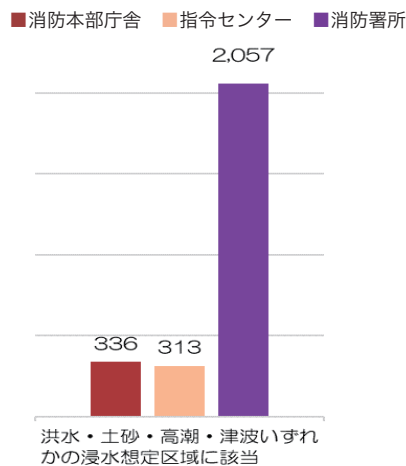




#### ④ 被害想定区域内に位置する消防本部等の割合

消防本部等の約4割が洪水、土砂、高潮、津波のいずれかの被害想定区域内に位置している。

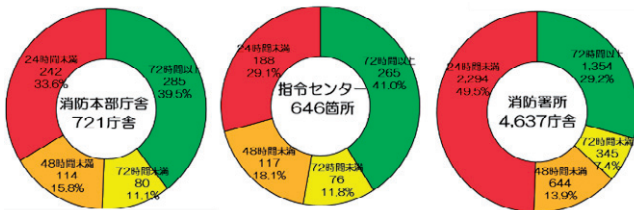
庁舎等	該当数	割合
消防本部庁舎	336庁舎	46.3%
指令センター	313箇所	48.2%
消防署所	2,057署所	42.7%



#### ⑤ 非常用電源の使用可能時間

消防本部等に設置された非常用電源の使用可能時間は以下のとおりで、72時間以上使用可能なのは全体の3～4割となっている。

■72時間以上 ■72時間未満 ■48時間未満 ■24時間未満



## 4 調査結果を受けて

消防庁では、本調査結果を受けて「消防本部等における災害対応機能の維持に係る非常用電源の設置状況等の調査結果について」（令和3年2月10日付け消防消第33号消防・救急課長通知）により、以下の内容について周知しました。

#### ① 非常用電源の整備について

消防力の整備指針において、消防本部等は地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置する旨を定めていることから、計画的に非常用電源の整備を進めること。

#### ② 地震・浸水対策について

非常用電源に対する耐震措置や、被害想定や設置状況に応じた浸水対策を講じること。

#### ③ 業務継続性について

大規模災害発生時の物資の調達や輸送が困難となる状況を想定し、72時間は外部供給なしで非常用電源を稼働できるように、あらかじめ燃料の供給体制を確保すること。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障の生ずることがないように準備することが望ましいことから、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定締結等、燃料確保方策について検討すること。

#### ④ 緊急防災・減災事業債の活用について

地方公共団体が防災・減災、国土強靱化対策を一層推進できるよう、緊急防災・減災事業債の対象年度が、令和7年度まで延長されたこと。

緊急防災・減災事業債の対象事業として、非常用電源の設置や既存の設備に対する地震・浸水対策（上層階への移設、防護板の設置等）及び機能強化（非常用電源の出力向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に加え、令和2年度からは浸水想定等区域内にある消防署所等が、地震災害及び風水害等への対策として移転する場合の経費についても、対象となっていることから、引き続き当該事業債を活用し、応急対策拠点としての機能を適切に発揮できるよう、庁舎の整備に取り組むこと。

## 5 終わりに

消防庁舎は災害応急対策時に地域の消防力を最大限に発揮する上で重要な拠点です。大規模な自然災害に見舞われた場合にも、その機能が維持され適切に発揮されるよう、非常用電源が整備されていない場合は早急な対応を、非常用電源に対する地震・浸水対策が不十分な場合は、然るべき対策を講じていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課  
TEL: 03-5253-7522

# 地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果

防災課

## 1 調査の趣旨等

地震等による大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続しなければならない地域の住民生活に不可欠な通常業務を抱えています。災害時に地方公共団体自らが被災し、人、物、情報等の資源が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を的確に行えるよう、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、業務継続性を確保しておくことが極めて重要です。

このため、内閣府（防災担当）において、人口が1万人に満たないような小規模な市町村であっても業務継続計画を容易に策定できるよう「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月）を策定したほか、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（平成22年4月）についても、東日本大震災等を踏まえ内容の拡充等を図り、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）として改定が行われました。さらに、熊本地震での課題を踏まえ、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）を策定しています。

消防庁では、業務継続計画の策定状況を把握するため、本調査を毎年実施しており、この度、令和2年度の状況について調査結果を取りまとめました。

### ※ 業務継続計画

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

## 2 調査結果の概要

### 市町村における調査結果の概要

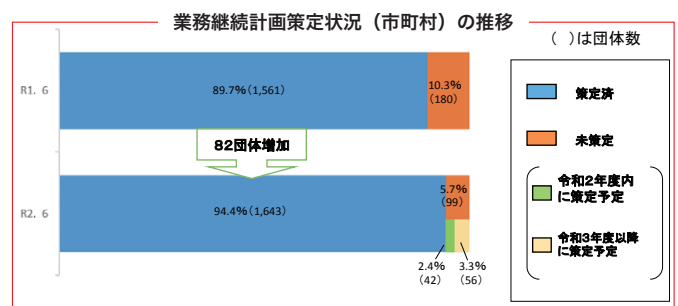
- 策定済団体数は、昨年度から82団体増加し1,643団体となり、策定率が初めて9割を超えた。[策定率94.4%]
- 重要6要素全ての策定済団体数は、昨年度から134団体増加し547団体となり、着実に内容充実の取組みが進んだ。
- 着実に策定が進んでいるものの、災害時の業務継続性の確保の観点から、重要6要素の早期策定など計画の一層の内容充実の取組みが求められる。

※都道府県については全47都道府県で策定済みであるが、重要6要素全ての策定済団体数は昨年度と変わらず40団体である。

※業務継続計画の実効性を確保するために必要な受援に関する規定の策定済団体数は、市町村で昨年度から170団体増加し783団体となった。

### (1) 業務継続計画策定状況について

- 都道府県：47団体(100%)  
平成28年4月1日時点で、全ての団体が策定済み
- 市町村：1,643団体(94.4%)  
前回調査から82団体（4.7%）増加



### (2) 業務継続計画の重要6要素の設定状況について

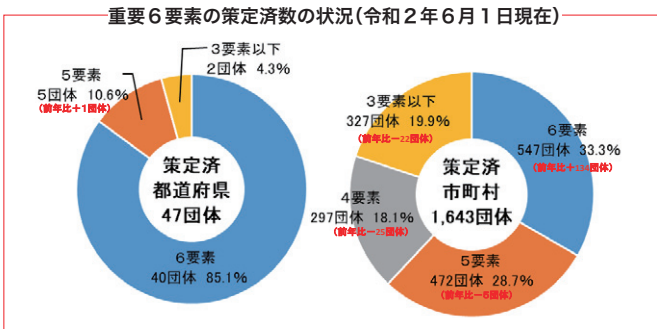
重要6要素のうち5要素以上を定めている団体

- 都道府県：45団体（95.7%）
- 市町村：1,019団体（58.5%）



	都道府県	市町村
(1)首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	45	1,596
(2)本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	44	1,442
(3)電気、水、食料等の確保	44	686
(4)災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	46	1,286
(5)重要な行政データのバックアップ	44	1,238
(6)非常時優先業務の整理	47	1,401

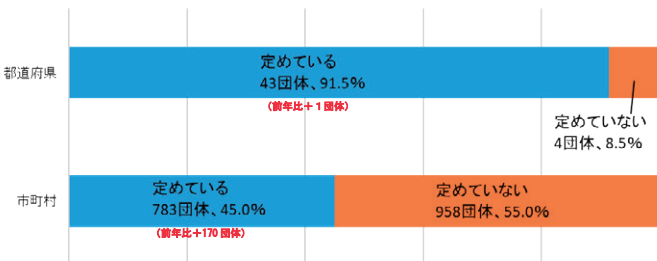
	都道府県			市町村		
	R1.6.1時点	R2.6.1時点	前年度比較	R1.6.1時点	R2.6.1時点	前年度比較
6要素	40	85.1%	0	413	26.5%	134
5要素	4	8.5%	1	477	30.6%	-5
4要素	1	2.1%	-1	322	20.6%	-25
3以下	2	4.3%	0	349	22.4%	-22



### (3) 受援に関する規定の策定状況について

- 都道府県：43団体（91.5%）
- 市町村：783団体（45.0%）

受援に関する規定の策定状況



### <参考>調査の概要

#### (1) 調査対象

都道府県47団体及び市町村1,741団体

#### (2) 調査基準日

令和2年6月1日

#### (3) 調査内容

- 業務継続計画策定状況について
- 業務継続計画における業務継続に関する重要6要素の設定状況について
- 受援計画の策定状況について

## 3 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体における業務継続計画の策定について（通知）」（令和3年2月25日付け消防災第14号防災課長通知）により、以下について各地方公共団体に通知したところです。

今後も、地方公共団体における業務継続計画の策定を促進してまいります。

### (1) 業務継続計画の策定について

未策定市町村は、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月内閣府（防災担当））や「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き」（平成28年2月内閣府（防災担当））を参考にして、早急に策定すること。

### (2) 業務継続計画の内容充実について

策定済団体も以下の項目について取組みを行うこと。

- ① 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」において示された特に重要な6要素について策定していない項目がある場合は、その整備を行うこと。
- ② 業務継続計画の実効性を確保するため、地域防災計画や業務継続計画へ受援に関する規定を追加する等、災害時受援体制の整備を行うこと。整備に当たっては、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月内閣府（防災担当））や「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画策定の手引き」（令和2年4月内閣府（防災担当））を参考にすること。
- ③ 職員に対する研修、訓練等の実施により業務継続計画の実効性を確認し、必要な見直しを継続的に行うこと。

<地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果（令和3年2月）リンク先>

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/>

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課  
TEL: 03-5253-7525

## 地方公共団体における 業務継続性確保のための 非常用電源に関する 調査結果

防災課

### 1 調査の趣旨等

地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を果たしつつ、地域の住民生活に不可欠な通常業務を継続することが求められます。したがって、災害時に地方公共団体自らが被災し、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保しておくことが極めて重要です。

消防庁では、「平成27年9月関東・東北豪雨」等において、地方公共団体の庁舎で停電が発生し、災害応急対策に支障が生じる事例が見受けられたため、災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の確保状況等を把握するための緊急調査を実施し、平成27年11月に「地方公共団体における災害対策機能の維持に係る非常用電源の確保に関する緊急調査結果」として公表し、平成28年度からは毎年、非常用電源の整備等について調査を行い、地方公共団体に対し周知しています。

この度、令和2年度の状況について調査結果を取りまとめました。

### 2 調査結果の概要

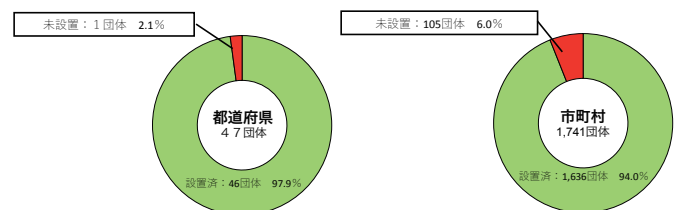
#### 市町村における調査結果の概要

- 設置済団体数は、昨年度から23団体増加し市町村で1,636団体となり、着実に整備が進んだ。
- 浸水対策済団体数が初めて7割を超えるなど、段階的に機能強化の取組みが進んだ。
- 着実に整備が進んでいるものの、災害時の業務継続性の確保の観点から、稼働時間72時間以上の確保など一層の機能強化の取組みが求められる。

### 3 調査結果

#### (1) 非常用電源の設置状況

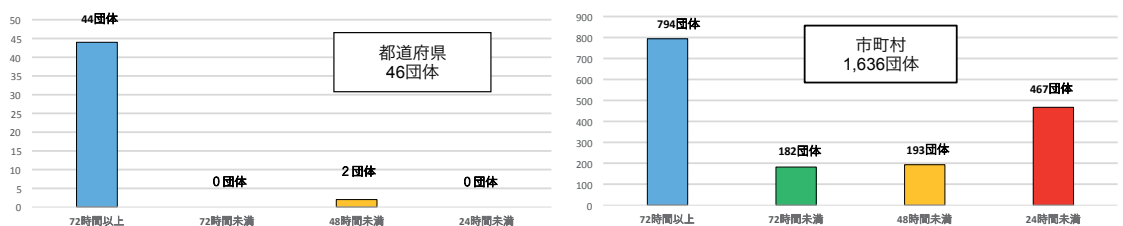
- 都道府県：46団体(97.9%)（前年比－1団体となっているが、調査基準日において更新工事中のため）
- 市町村：1,636団体(94.0%)（前年比+23団体）



#### (2) 非常用電源の使用可能時間

非常用電源を設置済の団体（都道府県46団体、市町村1,636団体）のうち、使用可能時間が72時間以上の団体は以下のとおりとなります。

- 都道府県：44団体（93.5%）
- 市町村：794団体（48.5%）

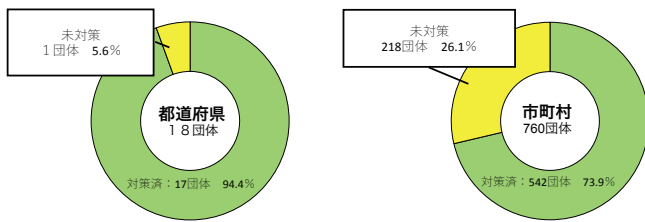


### (3) 非常用電源の災害対策状況

#### ア 浸水に対する対策

非常用電源を設置済の都道府県及び市町村のうち、発災の際、浸水の恐れのある都道府県18団体及び市町村760団体における浸水対策の実施状況は以下のとおりとなります。

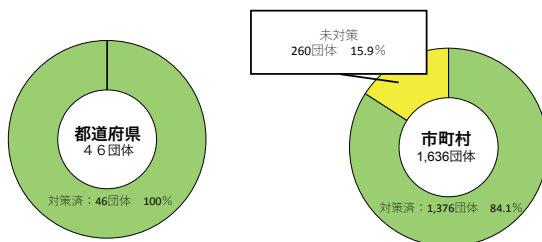
- 都道府県：17団体（94.4%）
- 市町村：542団体（73.9%）



#### イ 地震に対する対策

非常用電源を設置済の都道府県及び市町村における地震に対する対策状況は以下のとおりとなります。

- 都道府県：46団体（100%）
- 市町村：1,376団体（84.1%）



#### <参考>調査の概要

##### (1) 調査対象

都道府県47団体及び市町村1,741団体

##### (2) 調査基準日

令和2年6月1日

##### (3) 調査内容

- 非常用電源の設置状況
- 非常用電源の使用可能時間
- 非常用電源の浸水・地震対策
- 燃料供給業者等との燃料供給協定の締結状況

## 4 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について」（令和3年2月25日付け消防災第15号防災課長通知）により、以下について各地方公共団体に通知したところです。

今後も、災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の整備を促進してまいります。

#### 1. 非常用電源の設置について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、早急に整備を図ること。

#### 2. 非常用電源の稼働時間について

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月内閣府（防災担当））において、「72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされていることから、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識の下、72時間は稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めること。

#### 3. 非常用電源の浸水・地震対策について

災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、浸水や揺れに備えた対策を図ること。

#### 4. 緊急防災・減災事業債の活用について

非常用電源の整備や機能強化（浸水・地震対策、非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費について、緊急防災・減災事業債の活用も検討すること。

#### 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課  
TEL: 03-5253-7525



# 令和2年度第3次補正予算の概要（消防庁関連）

## 総務課

令和2年度第3次補正予算が、1月28日（木）の参議院本会議において、賛成多数で政府案どおり成立しました。昨年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」の裏付けとなる予算等となっています。

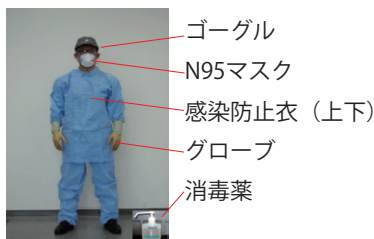
消防庁関係では、消防における救急活動用の資器材の整備、消防防災分野におけるDXの推進、緊急消防援助隊の装備の充実、消防団の充実強化など、44.4億円（昨年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下、「加速化対策」と言います。）による事業を含む）を確保したところです。本稿では、その概要について解説します。

## 1. 消防における救急活動用の資器材の整備

救急隊員が使用する感染防止資器材について、需給関係が安定するまでの緊急的な措置として、消防庁が一括購入し、必要とする消防本部に対して提供するための経費として3.0億円を計上しています。



【救急隊の活動状況】



【感染防止資器材】  
（※上記のほか、高性能フィルターを配布）

## 2. 消防防災分野におけるDXの推進

火災予防関係手続の電子化に係る検討や防災情報システムに係る仕様等の検討を行うなど、ポストコロナに向けて消防防災分野におけるDXを推進するための経費として2.9億円を計上しています。

### ①火災予防分野における各種手続の電子申請等に係る調査検討（0.8億円）

消防本部における行政手続のオンライン化及び新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、火災予防分野における電子申請等の標準モデルを構築するため、業務フローや標準様式の検討及び実証実験を実施

### ②防災情報システムの仕様等の検討（1.1億円）（加速化対策による事業）

大規模災害時に国及び地方において、人的・物的被害等の被災情報を円滑に収集・共有できる体制を構築するため、防災情報システムの仕様等の検討を実施

### ③消防指令システムの高度化等に向けた検討（0.7億円）

緊急通報を受けて消防隊・救急隊等への出動指令を行う消防指令システムについて、高度化等に向けた検討を行い、次世代システムの試作・実証等を実施

### ④危険物取扱者の保安講習の見直し（0.2億円）

保安講習についてオンライン化を実現するため、講習コンテンツや講習実施要領を作成した上で、モデル検証を実施

## 3. 緊急消防援助隊の装備の充実

### （加速化対策による事業（下記①～⑤））

大規模災害・特殊災害等の際に迅速かつ効果的な救助活動等を展開するため、必要な車両・資機材（下記①～⑥）の整備に要する経費として15.5億円を計上しています。

- ① 拠点機能形成車【1台】（1.3億円）
- ② 情報収集活動用ドローン【37台】（1.2億円）
- ③ 化学剤・生物剤検知器等【6式】（5.1億円）
- ④ 放射線防護全面マスク【5,835式】（2.6億円）
- ⑤ 映像伝送装置【31台】（0.6億円）
- ⑥ ヘリ動態管理システム【1式】（4.8億円）



【拠点機能形成車】



【放射線防護全面マスク】

## 4. 地域防災力の中核を担う消防団の充実強化（加速化対策による事業）

災害発生時にいち早い救助を担う消防団の車両・資機材を整備することにより、災害対応力の向上を図るための経費として12.9億円を計上しています。

### ①救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付（9.9億円）

救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車の消防団に対する無償貸付を実施

### ②消防団への資機材等の整備に対する補助（3.0億円）

市町村が行う消防団の救助用資機材等の整備に対して補助を実施



AED



油圧切断機



エンジンカッター



チェーンソー



ジャッキ



トランシーバー  
(デジタル簡易無線機を含む。)



発電機



投光器



救命ボート、救命胴衣等



排水ポンプ



防護衣等



ドローン

【補助対象資機材等（イメージ）】

## 5. 緊急消防援助隊全国合同訓練の実施

広域的な部隊進出やアクションプランの検証等を行う緊急消防援助隊の全国合同訓練を実施するため、訓練施設等の整備に要する経費として2.4億円を計上しています。

## 6. 戸別受信機の導入促進

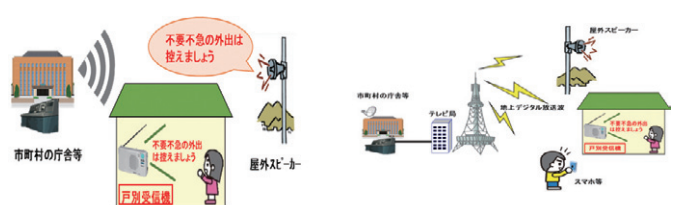
防災行政無線の戸別受信機について、全国的な配備を促進するとともに、新技術を活用した情報伝達手段（IPDC）についても導入・普及を推進するための経費として1.7億円を計上しています。

### ①戸別受信機の無償貸付（1.2億円）

戸別受信機の配備が進んでいない市町村を対象に無償貸付による配備の支援を行うとともに、実機を用いたデモンストレーションを行うなど、その導入を促進

### ②新技術を活用した情報伝達手段に関する検討（0.5億円）

近年新たに技術開発が進められ、比較的安価に戸別受信機を導入可能な放送波を用いた伝達手段（IPDC）について、実証し、技術的ガイドラインを作成



【戸別受信機の導入促進(イメージ図)】 【放送波を用いた情報伝達手段(イメージ図)】

## 7. Jアラートの機能強化

Jアラート（全国瞬時警報システム）の更改に際し、緊急速報メールを配信する携帯事業者を追加するなど、機能を強化するための経費として5.1億円を計上しています。

## 8. その他

火災・危険物流出等事故原因調査に必要な機器の整備に要する経費0.5億円、賞じゅつ金・報賞金を支給するための経費0.4億円を計上しています。

# 全国消防防災主管課長会議の開催



令和3年1月26日(火)に、全都道府県の消防防災主管課長等を対象として、「全国消防防災主管課長会議」を開催しました。今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、例年と開催方法を変更し、WEB会議を全国に放映する形で開催しました。



会議では、横田消防庁長官の挨拶に引き続き、各課室長等から、消防防災行政の最近の動き、今後の施策の実施に当たっての留意事項などについて説明しました。また、消防庁からの説明の後、気象庁、総務省及び内閣官房よりそれぞれご説明いただきました。

なお、当日の会議の様子は、(一財)自治体衛星通信機構のホームページ (<http://www.lascom.or.jp/movie/shobou>) にて動画配信されております。

## 令和2年度 全国消防防災主管課長会議 次第

【令和3年1月26日(火) 13:15～17:00 消防庁会議室等】

説明事項等	説明者
挨拶	消防庁長官 横田 真二
令和2年度消防庁補正予算案及び令和3年度消防庁予算案	総務課長 齋藤 秀生
令和3年度消防庁予算案、令和2年度消防庁補正予算案及び令和3年度の消防防災に関する地方財政措置の見通しを踏まえた留意事項	
消防本部等の職場の感染防止対策等について	消防・救急課長 石山 英顕
消防の広域化及び連携・協力の更なる推進について	
女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組について	
消防本部におけるハラスメント等への対応策について	
消防本部におけるマイナンバーカードの取得の促進について	
消防本部における非常用電源の設置状況等の調査結果	
災害対応無人航空機(ドローン)運用推進事業について	
PFOS等含有泡消火薬剤の更新について	
消防防災施設等の整備に係る主な財政措置(令和3年度)について	
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた安全・安心対策の推進について	

説明事項等	説明者
外国人・障害者に円滑に対応するための取組の概要	消防・救急課長 石山 英顕
消防分野における公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定について	救急企画室長 村上 浩世
救急関係業務における新型コロナウイルス感染症対策	
救急搬送の現状	
救急安心センター事業(#7119)の全国展開	
令和2年度救急業務のあり方に関する検討会	予防課長 白石 暢彦
消防設備関係の最近の動き	
PFOS・PFOA等のフッ素化合物に対する環境規制	
違反是正の実効性向上	
住宅用火災警報器の維持管理等	
最近の火災を踏まえた安全対策	
地震火災対策	
火災予防分野における新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応	
危険物に係る事故防止対策の推進について	危険物保安室長 渡辺 剛英
危険物の規則に関する規則の一部を改正する省令について(令和2年総務省令第124号)	
危険物取扱者の保安講習のオンライン化について	
「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドライン」の適切な運用について	特殊災害室長 三浦 宏
石油コンビナート等における災害対策の推進	
林野火災対策	防災課長 荒竹 宏之
地方公共団体の災害対応力強化	
消防防災ヘリコプターの安全運航体制の強化(広域応援室分)	
休 憩	
非常用通信手段の確保	防災情報室長 中越 康友
聴覚障害者向けの緊急通報手段	
消防指令システムの高度化等	
住民への災害情報伝達手段	応急対策室長 吉野 和久
火災・災害等に関する報告	
大規模災害発生時における被害情報等の収集	
被害情報等の収集に当たっての都道府県の対応	
都道府県における人的被害の一元的な集約・調整	広域応援室課長補佐 鈴木 健志
緊急消防援助隊の機能強化に向けた取組	
消防団を中核とした地域防災力の充実強化	地域防災室長 名越 一郎
国民保護に関する最近の諸課題について	国民保護室長 櫻井 泰典
緊急消防援助隊に係る無償使用車両等の今後の配備方針について(広域応援室、特殊災害室、参事官室)	参事官 渡邊 勝大
救助技術の高度化の推進	
国際協力の推進	
令和3年度消防大学学校教育訓練計画	消防大学校副校長 増田 哲生
消防研究センターの業務	消防研究センター 研究統括官 秋葉 洋
地方公共団体の防災業務を支援する「気象防災アドバイザー」の活用促進等について	気象庁総務部企画課 地域防災企画室長 佐藤 豊
応急対策職員派遣制度	総務省自治行政局 公務員部公務員課 応援派遣室長 君塚 明宏
復旧・復興支援技術職員派遣制度	内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理 担当) 付 内閣参事官 田中 雄章
国民保護の取り組みについて	

### 問合わせ先

消防庁総務課 本柳、佐藤  
TEL: 03-5253-7521



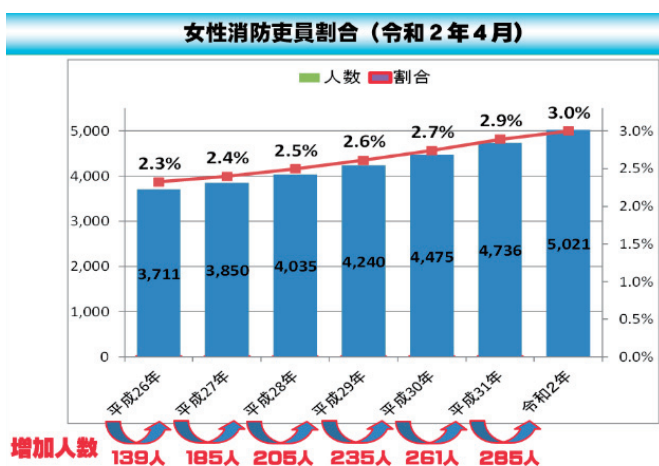
# 女子学生等を対象としたWEB職業体験イベント (WEBインターンシップ) の開催について

## 消防・救急課

すべての女性が輝く令和の社会へ向けて「第5次男女共同参画基本計画」が策定されておりますが、消防分野においても女性消防吏員の増加・活躍は、住民サービスの向上及び消防組織の強化につながることを期待されています。

消防庁では、平成27年に開催した「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」の提言内容を踏まえ、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和8年度当初までに5%に引き上げることを共通目標としています。

女性消防吏員については、令和2年4月1日現在、全国の726消防本部中、572消防本部で5,021人が活躍しています。全消防吏員に占める割合は3.0%となっており、警察官10.2%（地方警察官に占める女性警察官の割合）、自衛官7.4%（令和元年度末現在）、海上保安庁7.4%といった他分野と比較しても少ない状況であるものの、採用者に占める女性の割合は平成26年度の3.5%から7.1%と倍増しています。



【女性消防吏員割合の推移】

この共通目標達成に向けた取組の一つである「女子学生等を対象としたWEB職業体験イベント（WEBインターンシップ）」（以下「インターンシップ」という）は、消防を目指す女性を増やすため、これから社会人となる

年齢層の女性に、消防の仕事の魅力と消防分野での女性の活躍を知ってもらい、興味をもってもらうきっかけ作りを行うため、各消防本部と連携して平成28年度から開催しているものです。

昨年度は、東京都、大阪府、福岡県において全3回開催しましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、初のWEBによるインターンシップを開催し、合計11消防本部及び2県にご協力をいただき、女子学生等約700名の応募がありました。



【開催周知チラシ】

当日は、LIVEコンテンツとして、「オープニング挨拶」、「消防業務全体の魅力」、「消防吏員の仕事」について、女性消防吏員を代表する立場から3名（横浜市消防局、東京消防庁、相模原市消防局）の方に講演をしていただくとともに、「女子学生×女性消防吏員ZOOM座談会」では、女子学生と現役女性消防吏員8名によるWEB座談会方式で、対話の機会を設け、災害活動や採用試験のことなど学生が気になる様々な質問にきめ細かく対応しました。

また、スペシャルプログラムとして、元消防士で人気タレントのワタリ119さんが登場し、消防ネタの披露や、女性消防吏員2名とのパネルディスカッションを開催し、「消防という仕事の魅力・やりがい」、「プライベート

トの過ごし方」、「子育て等の職場環境」などについて発表がありました。



【LIVE講演の様子】

さらに、時間帯別の体験MOVIEコンテンツとして、「消防機器点検業務」、「消防体操」、「消防レシピ」、「火災現場VR体験」、「女性消防吏員活躍MOVIE」など、多数のコンテンツを配信し、WEBを通じてリアルな消防署業務を体験してもらいました。



【消防機器点検業務】



【消防体操】



【火災現場VR体験】

#### 【参加者の感想】

- ・女性が消防で働くというイメージがクリアにできるようになりました。明るくて前向きな先輩方が多く、こんな人たちと働いてみたいという思いが強くなりました。
- ・イベントに参加するまで、女性の方が消防のフィールドでこんなに生き生きと働いていることを知りませんでした。今までは不安が大きく一歩踏み出せずにいましたが、自分の目指したい女性像ができたことで今すべきことが明確になったと思います。

#### 【座談会に参加した消防本部の感想】

- ・ZOOM座談会に参加した女子学生達から、消防の仕事に関して途切れることなく様々な質問があったことから、消防に対する熱意を感じる事ができました。
- ・初めてWEBによる職業説明会を行いました。対面で話をすると緊張して質問できない学生も、WEBであれば気軽に質問でき、とても効果的だと感じました。

今年度は初めてWEBによるインターンシップの開催となりましたが、全国各地から幅広く学生に参加してもらい、消防においても女性が活躍していることをPRできました。

主催者としても新たな気づきを得られた1日となるなど、今後も、消防の仕事の魅力と消防分野での女性活躍の重要性を知ってもらえるよう、女性消防吏員の活躍推進より一層力を入れて行ってまいります。

#### 問い合わせ先

消防庁消防・救急課  
TEL: 03-5253-7522

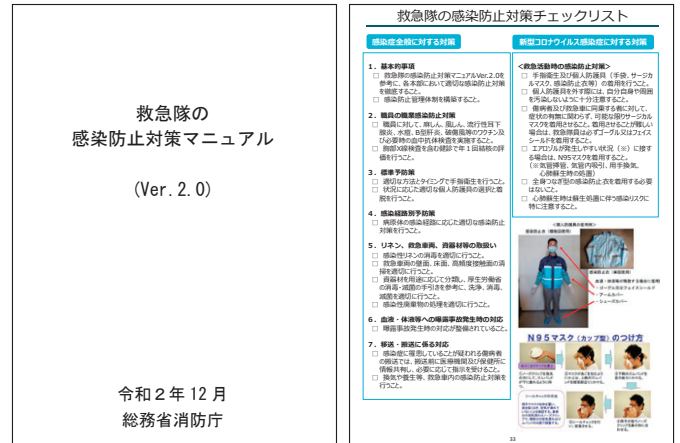
# 救急隊の感染防止対策マニュアル (Ver.2.0) について

## 救急企画室

### 1 救急隊の感染防止対策マニュアルの改訂

消防庁では、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会」において、「救急隊の感染防止対策マニュアル (Ver.1.0)」を策定し、平成31年3月に全国の消防本部に周知した。こうした中、令和2年1月以降、国内で新型コロナウイルス感染症が発生し、各消防機関は保健所等からの要請に基づき患者等の移送に協力するなど、必要な対応にあたっている。

このような状況に鑑み、感染防止対策の更なる体制整備・充実を図るため、消防庁では、「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会」のもとに再びワーキンググループを設置し、最新の医学的知見及び新型コロナウイルス感染症患者への対応の経験を踏まえたマニュアルの改訂について検討を行い、その結果を令和2年12月に「救急隊の感染防止対策マニュアル (Ver.2.0)」としてとりまとめ、公表した(図表1)。本稿では、今回のマニュアル改訂のポイント等について詳しく紹介したい。



図表1 救急隊の感染防止対策マニュアル (Ver.2.0) (令和2年12月25日発出)

### 2 改訂のポイント

改訂に当たって、感染症の専門家である医療関係者や消防本部職員等からなるワーキンググループにおいて、主に以下の事項について検討を行った(図表2)。

## 救急隊の感染防止対策マニュアルVer.2.0 改訂のポイント

**新型コロナウイルス感染症への対応について**

- 新型コロナウイルス感染症の感染経路や特性を踏まえ、陽性患者や地域の感染拡大状況等から疑う傷病者に対応する場合の感染防止対策をまとめ、以下の内容を中心に記載
  - ・ 手指衛生及び個人防護具(手袋、サージカルマスク、感染防止衣等)の着用を行うこと
  - ・ 傷病者及び同乗する者に対して可能な限りサージカルマスクを着用させること、それが難しい場合は、隊員は必ずゴーグル・フェイスシールドを着用すること
  - ・ 全身つなぎ型の感染防止衣は不要であること
  - ・ 心肺蘇生時は処置に伴いエアロソルによる感染のリスクが生じるため、注意して対応する必要があること

**N95マスク、ゴーグル・フェイスシールドの使用について**

- N95マスクの使用場面として、空気感染に加え、エアロソルによって感染するリスクがある場合を追加
- N95マスクのフィットテスト(適切なサイズのマスクを選択できていることの確認)の必要性について記載
- ゴーグル・フェイスシールドの選択の考え方について記載
- 資器材の再利用の考え方について記載

**その他の事項**

- 各種ワクチン接種及び血中抗体検査のスケジュール等について、最新のガイドラインに沿った内容に改訂
- 適切な感染防止対策のため、搬送前から医療機関や保健所と必要な情報共有を行うことについて記載

**写真及び動画による説明を追加**

- 感染防止衣の脱着方法について写真及び動画で説明

**手袋、感染防止衣、ゴーグル及びマスク装着時の脱ぎ方の手順**

**養生の方法(例)**

図表2 救急隊の感染防止対策マニュアルVer.2.0 改訂のポイント



## (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染、接触感染及びエアロゾルによる感染といわれている。また、自覚症状が発生する約2日前から発生直後にかけて、他人への感染性のピークを迎えることが報告されている。これらのことを踏まえ、陽性患者や地域の流行状況等から判断して新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者に対応する場合の感染防止対策及び心肺蘇生時の対応についてまとめた。また、常時必要な感染防止対策とそうでない対策についても記載した。

### ① 感染防止対策

- ・ 標準予防策として、手指衛生及び個人防護具（手袋、サージカルマスク、感染防止衣等）の着用を行う。個人防護具を外す際には、自分自身や周囲を汚染しないよう十分に注意する。
- ・ 傷病者及び救急車に同乗する者に対して、症状の有無に関わらず、可能な限りサージカルマスクを着用させる。サージカルマスクを着用させることが難しい場合は、飛沫等に曝露される可能性があるため、救急隊員は必ずゴーグル又はフェイスシールドを着用する。
- ・ 感染経路別予防策として、エアロゾルが発生しやすい状況に接する場合は、N95マスクを着用する。なお、全身つなぎ型の感染防止衣を着用する必要はない。

### ② 心肺蘇生時の対応

心肺蘇生時は処置に伴いエアロゾルによる感染リスクが生じることから、以下の点に注意して対応する必要がある。

- ・ 胸骨圧迫は、BVMで傷病者の口、鼻を覆い密着させた後に開始する。
- ・ BVM換気は、HEPAフィルターがあれば装着し、マスクを密着させて、エアリークをできるだけ少なくして行う。
- ・ 早期に器具を用いた気道確保を行うことが望ましい。気管内チューブが最もエアリークが少ないが、対応する者の熟練度に応じて、気管内チューブ又は声門上デバイスを選択する。
- ・ 気管挿管は、可能であればビデオ喉頭鏡を使用して行う。挿入時には、傷病者の顔からマスクを外す前に胸骨圧迫を中断し、挿入を確認してBVMを接続した後に再開する。
- ・ 対応する人員を最小限にするために、自動式心マッ

サージ器を積極的に活用する。

### 【参考】

心肺蘇生時の対応については、「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う心肺停止傷病者への対応について（消防機関による対応ガイドライン）」（令和2年4月27日付け一般社団法人日本臨床救急医学会）を参照されたい。

## (2) N95マスクの使用について

N95マスクの使用の考え方について、新型コロナウイルス感染症への対応の観点を含め、救急現場における対応がより明確になるよう検討を行い、主に以下のとおりとした。また、再利用方法についても記載した。

- ・ N95マスクの使用場面として、空気感染に加え、エアロゾルによって感染する疾患に罹患していることが疑われる傷病者に対応する場合であって、エアロゾルが発生しやすい状況に接する場合は追加。
- ・ N95マスクの使用にあたっては、適切なサイズのマスクの選択のため、少なくとも1回は医療機関等においてフィットテストを行うのが望ましい。また、装着時には毎回シールチェックを行う。
- ・ 再利用については、「N95マスクの例外的取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局医療機器審査管理課、医薬・生活衛生局医薬安全対策課事務連絡）（マニュアル本体P27「参考資料②」）を参考とすること。

## (3) ゴーグル・フェイスシールドの使用について

N95マスクと同様に、特に、新型コロナウイルス感染症の対応の観点から、ゴーグル等を着用すべき場面について、現場における対応がより明確になるよう、密着タイプのゴーグル、シールドタイプのゴーグル、フェイスシールドの使い分けについてまとめ、例として画像も掲載した。また、再利用方法についても記載した。

- ・ 血液・体液等が飛散している又は飛散の可能性がある現場では、感染防止衣と併せて、アームカバー、シューズカバー及びゴーグル又はフェイスシールドを着用する。
- ・ 感染症に罹患していることが確定している傷病者に対応する場合は、ゴーグル又はフェイスシールドは1回使い捨てのものを使用することが望ましい

が、消毒を行って再利用してもよい。

- ・ 再利用については、「サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて」（令和2年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（マニュアル本体P28「参考資料③」）を参考とすること。

#### （4）感染防止衣の使用について

感染防止衣の脱衣方法についての記載の充実や、全身つなぎ型の感染防止衣の適応等についてまとめた。特に、感染防止衣の脱衣方法については、動画を総務省消防庁HP上に公開するなど、分かりやすい資料となるよう工夫した。

- ・ 感染防止衣等の脱ぎ方の手順について画像と文章での説明を追加するとともに、特に全身つなぎ型のものについては動画を公開した。
- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づく一類感染症等の特定の感染症又は未知の感染症に罹患していることが疑われる傷病者に対応する場合は、全身つなぎ型の感染防止衣を着用する。

※全身つなぎ型の感染防止衣の脱ぎ方について、以下のサイトの動画を参照されたい。

<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/prevention/counterplan004.html>

動画提供元	ポイント
国立国際医療研究センター 国際感染症センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着衣から脱衣までの一連の流れを説明</li> <li>・ 着用した2人がお互いを介助して脱衣する方法</li> </ul>
都立駒込病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人で脱衣する方法</li> </ul>
新潟市消防局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着用した者を着用していない者が介助して脱衣する方法</li> </ul>

#### （5）移送・搬送に係る対応について

医療機関内への感染伝播防止等の観点から、救急隊がどのような感染症を疑い、いずれの感染防止対策を講じているか確実に連絡する等、主に搬送時の事前の情報伝達の必要性について記載した。また、救急車内において、感染経路に応じた感染防止対策を講じることについて記載し、養生の方法を画像と文章で例示した。

- ① 感染症に罹患していることが疑われる傷病者の搬送

感染症に罹患していることが疑われる傷病者の搬送では、搬送前から医療機関及び所轄保健所と情報共有することが重要である。特に、国内で季節性又は地域性に流行する感染症と、海外から侵入する可能性のある感染症に注意すること。

- ・ 国内で季節性に流行する感染症としては、夏から秋にかけてインフルエンザ流行に先行する小児のRSウイルス感染、秋から冬にかけて感染性胃腸炎（特にノロウイルス）、冬から春にかけてインフルエンザ等が該当する。感染性胃腸炎とインフルエンザに関しては、標準予防策に感染経路別予防策を講じつつ、搬送先にその情報を確実に伝達すること。また、これらの感染症を含め、地域における感染症の流行状況を把握しておくこと。
- ・ 海外渡航歴又は居住歴のある傷病者と接する場合は、海外から侵入してくる可能性のある感染症についての注意が必要である。病歴聴取時に、傷病者の海外渡航歴又は居住歴に関する情報を得た場合は、海外における感染症の流行状況等を参考に、必要に応じて医療機関及び所轄保健所に連絡を入れ、搬送時の感染防止対策等の指示を受けること。

#### ② 車内の感染防止対策

移送・搬送時は、隊員個人の感染防止対策に加えて、救急車内の感染防止対策も行うこと。具体的には、想定される感染症の感染経路等に応じて、車内の換気や、傷病者と隊員の間仕切り（養生）又はアイソレーターの使用を検討する。移送・搬送時にどのような感染防止対策を講じるかについては、あらかじめ地域の医療機関又は保健所等から助言を得ておくことが望ましい。なお、養生の方法については画像も掲載した。

#### （6）ワクチン接種・抗体検査について

関係学会のガイドラインが更新されたことに伴い、麻しん等のワクチンについては、抗体価を測定せず2回接種となること、破傷風ワクチンについては、ワクチンの接種歴が確認できれば抗体検査の必要がないこと等についてまとめた。

- ・ 救急業務に際して、リスクの高い感染症に対する免疫を獲得しておくことは感染防止対策として有効である。従来から広く行われている年1回のインフルエンザワクチンの接種に加え、麻しん、風しん、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎、破傷風のワクチン接種及び必要時の血中抗体検査が強く推奨され

る。

- ・ 麻しん、風しん、流行性耳下腺炎、水痘は1歳以上で2回の予防接種記録が必要である。1歳以上で予防接種記録が1回のみの方や1回も接種していない者は、少なくとも4週間以上あけて総接種回数が2回となるよう接種を受ける。既罹患のため予防接種を受けていない者は、血中抗体検査を行う。
- ・ B型肝炎は3回（1シリーズ）のワクチン接種ののちに血中抗体検査を行い、免疫獲得とならなかった場合は、もう1シリーズの接種を考慮する。
- ・ 破傷風は3回のワクチン接種ののち、10年ごとに1回、沈降破傷風トキソイドの追加接種を行う。なお、破傷風ワクチンの追加接種において、1回目は百日咳ワクチン混合のワクチンを接種することが望ましい。

【参考】

ワクチン接種及び血中抗体検査のスケジュール、ワクチンの効果、副反応等については、「医療関係者のためのワクチンガイドライン 第3版」（一般社団法人日本環境感染学会）(P25)（マニュアル本体P25「参考資料①」）を参照されたい。

### 3 まとめ

消防庁では、「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.2.0）」の発出及び救急隊の感染防止対策の推進について（令和2年12月25日付け消防救第315号消防庁救急企画室長通知）を発出し、改訂版マニュアルについて周知を図るとともに、消防機関における感染防止管理体制の構築など、必要な感染防止の取組を進めるよう依頼した（図表3）。

現在も多くの新型コロナウイルス感染症患者が発生している中、各消防機関においては改訂版マニュアルを最大限活用いただき、救急隊員が安全に活動できるよう、感染防止対策の体制整備・充実に努められたい。

【参考】

救急隊の感染防止対策（消防庁ホームページ）

<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/prevention/>

「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.2.0)」の発出及び救急隊の感染防止対策の推進

● **令和2年12月25日（金） 「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver.2.0)」の発出及び救急隊の感染防止対策の推進について（消防救第315号消防庁救急企画室長通知）を発出**

- 1. 救急隊の感染防止対策マニュアルの策定等について**
  - ・感染防止対策マニュアルを既に策定済の消防本部にあっては、改訂版マニュアルを参考としたマニュアル再整備を、未策定の消防本部にあっては、改訂版マニュアルを参考としたマニュアル整備を図るなど、引き続き、救急隊の感染防止対策や資器材の消毒等の適切な実施を依頼
- 2. 消防機関における感染防止管理体制の構築など感染防止の取組について**
  - ・今後とも、各消防本部においては、「消防機関における望ましい管理体制の例（通知別添2）」及び改訂版マニュアルを参考に、感染防止管理体制の構築など、必要な感染防止の取組を進めるよう依頼
- 3. 救急隊員の血中抗体検査及びワクチン接種の実施**
  - ・職業感染防止対策としての血中抗体検査及び各種ワクチン接種（麻しん、風しん、流行性耳下腺炎、水痘、破傷風、B型肝炎等）について、マニュアルの記載を最新ガイドラインに基づき改訂したことから、今後は改訂版マニュアルに沿って引き続き適切に取り組んでいただくよう依頼
- 4. 救急業務に起因した新型コロナウイルス感染症等への感染者が認められた場合の対応について**
  - ・救急隊員が救急業務に起因して新型コロナウイルス感染症等の感染症に感染した場合においても、そのことをもって、不利益な取扱いや差別等を受けることがあってはならない。適切な感染防止対策を行っている場合であっても、一定の確率で感染症に罹患する可能性があることから、今後、救急業務に起因した感染者が認められた場合は、組織としての感染防止管理体制を改めて確認するとともに、感染者本人に対して精神面のサポートを含めた適切な健康管理を行うよう依頼

図表3 令和2年12月25日付け消防救第315号消防庁救急企画室長通知の概要



# 「#7119の全国展開に向けた検討部会」報告書の概要及びこれを受けた消防庁の取組

## 救急企画室

### 1 全国展開検討部会設置の背景・目的

救急安心センター事業（#7119）（以下、「#7119」という。）は、住民が急な病気やケガの際に、医師や看護師等の専門家が相談に応じる電話相談事業であり、住民が適時・適切な救急要請や医療機関受診を行う上で極めて有効な事業です。

消防庁では、#7119が全国で実施されることを目指し、平成21年度に実施した「モデル事業」を皮切りに、「救急業務のあり方に関する検討会」（以下、「あり方検討会」という。）を中心に、これまで様々な視点から検証・検討を行ってきました。

しかしながら、#7119の実施地域は、現在、全国17

地域（人口カバー率46.0%、図1参照）にとどまっていることから、「日本全国どこにいても#7119番が繋がる体制」、すなわち#7119の全国展開の実現を早期に図るため、今年度、あり方検討会の下に、新たに「#7119の全国展開に向けた検討部会」（以下、「全国展開検討部会」という。）を設置し、#7119の導入に向けて解決すべき課題や具体的な対応方策等について議論を重ねてきました（図2参照）。その検討結果については、「#7119の全国展開に向けた検討部会 報告書」としてとりまとめ、令和3年1月に公表したところです。そこで、本稿では、今回の全国展開検討部会の検討の経過や報告書の概要、さらにはこれを受けた消防庁の取組等について、詳しく紹介いたします。

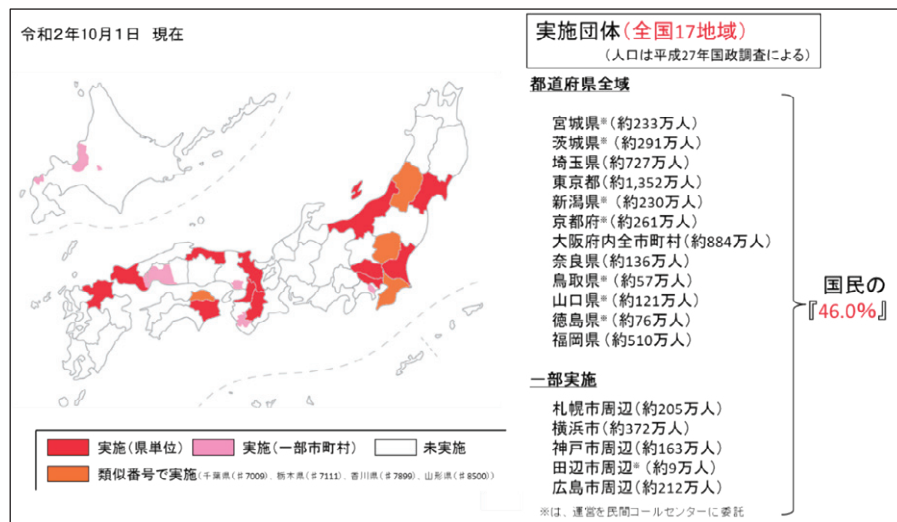


図1 #7119の実施地域



を十分理解してもらい、事業実施の必要性を共通認識してもらうことが重要であることから、これまで消防庁においても継続的に議論を行ってきましたが、全国展開検討部会における議論等を通じて、#7119には従来から示してきた①救急車の適正利用（適時・適切な利用）、②救急医療機関の受診の適正化及び③住民

への安心・安全の提供という視点以外にも、「高齢化及び人口減少の進展や社会環境の変化といった、時代の変化への的確な対応」や「今般の新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式の実践」という新たな観点からも効果が期待されていることが確認されました（図3参照）。

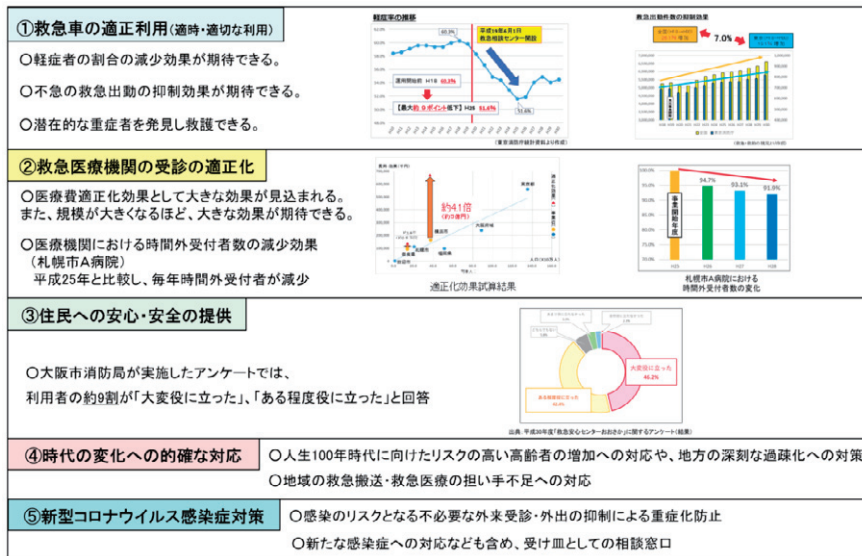


図3 #7119の事業効果

(2) 事業の実施地域、実施主体、財政措置のあり方について

(ア) 実施地域、実施主体のあり方

「実施地域の単位」及び「実施主体」について、消防庁は、これまで、「実施地域の単位は、原則、都道府県単位」、「実施主体は、原則、市町村」であると整理してきました。

しかし、全国展開検討部会の議論を通じて、上記整

理にはやや無理が生じているのではないかとの結論に至りました。そこで、まず、現在の実施地域における実施主体・財政負担の状況を踏まえ、実施主体のあり方について4パターンに分類（図4参照）した上で、実施主体は一義的・画一的に定めるべきものではなく、地域の実情に任せて委ねるということではないかとの結論に至りました。

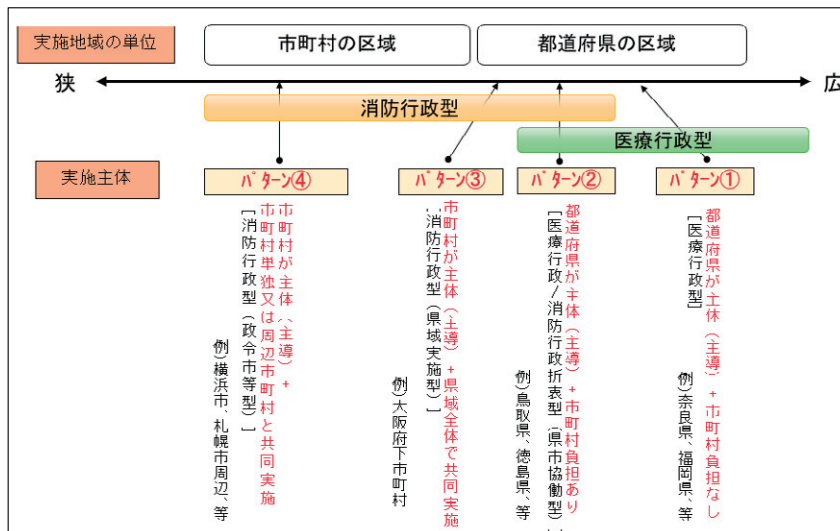


図4 「実施主体のあり方」の分類



また、その際共通認識として、次のことがまとめられています。

- ▶ 都道府県が実施主体となる（実施を主導する）パターン①やパターン②が、今後の典型的な事業実施モデルとなっていくのではないかと。
- ▶ 中でも、都道府県と市町村とが負担を分かち合い、共同して実施する、「医療行政/消防行政折衷型、県市協働型」と整理できるパターン②が、敢えて言えば「推奨モデル」と位置づけられるのではないかと。
- ▶ 一方で、国としては全国一律なモデルを当てはめようとするべきではなく、状況や地域によっては、パターン③やパターン④も含め、多様で柔軟な実施主体の選択を認め、それに応じた財政措置のあり方や必要な方策を考えていくべき。

#### (イ) 財政措置のあり方

未実施団体のアンケート調査では、未実施の理由として「事業を進める財源がない」と回答した団体が多く、財政的な課題は大きな障壁となっていることがわかりました。#7119に対する国の財政支援措置については、これまで「原則、市町村が実施主体」との整理に基づいて講じられてきましたが、全国展開検討部会において、都道府県が実施主体となる、あるいは実施を主導するのが今後の事業実施モデルになっていくのではないかと議論があったこと等を踏まえ、令和3年度地方財政措置に係る協議・調整がなされた結果、令和3年度からは、現行の措置を見直し、令和3年度からは、都道府県又は市町村の財政負担に対して、特別交付税措置を講じることとなった。

### (3) 未実施団体における検討の加速、既実施団体における事業の底上げ

#### (ア) 未実施団体における検討の加速

未実施団体のアンケート調査では、未実施の理由として、「検討を始めるきっかけがない」と回答している団体が、都道府県及び消防本部とも一定数見られました。未実施団体における検討のきっかけとしては、何よりもまず「地域住民からの声」であり、#7119の認知度向上などを図ることが、未実施地域の住民からの事業実施への期待にも繋がり、関係者の検討を強く後押しすることになると整理されました。

また、事業導入に係る検討のためには、事業導入・運営の手引き／ガイドライン」のようなものの掲示など、ノウハウ共有に係る国からの適切な支援についても、期待されるとされたほか、検討を具体的に促す枠組みとしては、例えば、以下のような取組が挙げられました。

- ・メディカルコントロール(MC)協議会等の活用についての検討
- ・都道府県が作成する地域医療計画における位置づけについての検討
- ・創意工夫ある実施方式(スモールスタート等)の活用についての検討

#### (イ) 既実施団体における事業の底上げ

全国展開検討部会は、未実施地域における導入に向けた課題の抽出及びその解決方策を中心に検討が行われましたが、単に事業を実施するだけでなく、「質」、「利便性」及び「効率性」といった事業の底上げを図ること、#7119自体の魅力や効果を高めることにつながり、未実施団体における導入の誘因になりうると考えられると整理されました。

この点については、今後消防庁において、事業の底上げのための論点を幅広く盛り込んだ包括的な仕様書の例の作成や前述した「事業導入・運営の手引き／ガイドライン」の作成時に各実施団体の実施状況を考慮することが求められています。

## 4 まとめ

全国展開検討部会の報告書で示された方向性等を踏まえ、消防庁では、各地域での取組みが促進されるよう、「救急安心センター事業（#7119）の全国展開について」（令和3年1月29日付け救急企画室事務連絡）を発出するとともに、未実施地域への個別の連絡・協議等を継続しながら、次のような取組みを進めていくこととしています。

- ・報告書の検討結果を踏まえた、未実施地域に対する導入に向けた連絡・協議
- ・#7119の位置づけを医療計画の中に明確化するための協議・調整
- ・事業導入／運用マニュアルの作成
- ・業務を外委託する際に必要な標準仕様書の作成

未実施地域においても、全国展開検討部会での議論の進展に呼応するような形で、例えば、「消防機関、医師会、県等の関係者で構成される検討会の開催」、

「消防庁職員等を講師とした勉強会の実施」、「県の消防長会から県に対し、#7119の導入に係る検討を促す依頼文書の提出」といった事業導入に向けた取組みが進み始めていると承知しています。未だ検討に着手されていない未実施地域の関係者の皆様には、今回の全国展開検討部会報告書の内容もご参照頂きながら、実施にあたっての課題を抽出した上で、関係者と連携した検討に着手するなど、積極的に取り組んでいただくことを期待します。

**問合わせ先**

消防庁救急企画室  
TEL: 03-5253-7529

# 令和2年度「地域防災力向上シンポジウム」の実施結果

## 地域防災室

### はじめに

近年、台風等による大規模な豪雨災害が毎年のように発生しています。「令和2年7月豪雨」では、九州地方を中心に記録的な大雨による河川の氾濫が相次ぎ、甚大な被害をもたらしました。

今後も、南海トラフ地震や豪雨災害など、様々な自然災害の発生が危惧されており、災害による被害を最小限にとどめるためには、より一層、地域の防災力を高めていくことが大切です。

こうした中、消防団を中核として、自主防災組織や、地域住民、企業、医療・福祉等各分野の連携を促進し、地域防災に関する理解を深め、地域の防災力を高めるため、令和2年度消防庁事業として、佐賀県及び徳島県で「地域防災力向上シンポジウム」を開催しました。

各シンポジウムでは、WEBシステムの活用など新型コロナウイルス感染症の感染防止を徹底しながら、開催地の特性や課題を基にテーマを設定し、今後の地域防災の在り方について、議論を深めました。

### 1. 佐賀

#### 「地域防災力向上シンポジウムin佐賀2021」

##### 水害から要配慮者の命を守る

##### ～求められる地域防災のあり方とは～

日時：令和3年1月14日(木)13:00～16:00

場所：唐津市高齢者ふれあい会館りふれ（唐津市）

参加人数：約100人

##### 【基調講演】

「唐津市の治水の歴史から観る防災対策」

島谷 幸宏 氏（九州大学大学院 教授）

##### 【パネルディスカッション】

「水害から要配慮者の命を守る地域防災のあり方」

コーディネーター：瀧本 浩一 氏（山口大学大学院 准教授）

パネリスト：福嶋 博愛 氏（医療法人「順天堂病院」理

事長）、松本 文博 氏（唐津福祉会「作礼荘」施設長）、野崎 五十鈴 氏（東唐津・高島地区 民生・児童委員協議会 会長）、梶山 義人 氏（唐津市消防団 副団長）、河田 慈人 氏（人と防災未来センター 研究員）



島谷氏による基調講演



パネルディスカッション





パネルディスカッション



中野氏による基調講演

## 2. 徳島

**「地域防災力向上シンポジウムin徳島2021」**  
 ～事業所との連携による地域防災力の向上～  
 日時：令和3年1月18日(月)13:30～16:00  
 場所：【メイン会場】徳島グランヴィリオホテル（徳島市）、【サテライト会場】県立西部防災館（美馬市）、県立南部防災館（海陽町）  
 参加人数：約120人

### 【基調講演】

「事業所との連携による地域防災力の向上」  
 中野 晋 氏（徳島大学教授・徳島大学環境防災研究センター センター長）

### 【パネルディスカッション】

「広がる！つながる！共助のかたち」  
 コーディネーター：中野 晋 氏  
 パネリスト：浜 大吾郎 氏（美波町西の地防災きずな会 事務局長）、大山 浩治 氏（株式会社井上組 常務執行役員）、佐川 富美 氏（海陽町消防団 団員）、湯浅 恭史 氏（徳島大学環境防災研究センター 助教）



パネルディスカッション



サテライト会場（県立西部防災館）



中野氏による基調講演

### 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室  
 TEL: 03-5253-7561



# 緊急消防援助隊情報

## 緊急消防援助隊出動に係る消防庁長官賞状授与 及び感謝状贈呈

広域応援室

### 1 消防庁長官賞状授与及び感謝状贈呈

令和3年2月9日（火）、令和2年7月豪雨に出動した81消防本部及び9県（防災航空隊）に対して、消防庁長官から賞状を授与しました。

また同日、本災害に際し、緊急消防援助隊航空部隊の安全な運行を支援した団体に対し、消防庁長官から感謝状を贈呈しました。

なお、例年、被表彰機関代表者には賞状授与式、感謝状贈呈式に出席いただき、消防庁長官から直接手交していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症予防のため式典は実施せず、賞状及び感謝状を送付させていただくこととしました。

### 2 災害及び活動の概要

令和2年7月3日から31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が断続して流れ込み、各地で大雨となりました。西日本から東日本にかけての広い範囲で記録的な大雨となり、各地で河川の氾濫、浸水や土砂崩れ等が発生しました。

この災害に対し、消防庁長官から出動の求め又は指示を受けた14県の緊急消防援助隊は、熊本県を始め、長野県、宮崎県、島根県へ、延べ1,229隊、4,866人が出動し、浸水地域の安否確認や孤立者の救助活動、行方不明者の搜索活動などを行いました。



熊本県葦北郡芦北町救助活動状況（提供：鹿児島市消防局）



熊本県球磨郡球磨村搜索活動状況（提供：下関市消防局）



熊本県八代市被害状況（提供：福岡市消防局消防航空隊）



### 3 対象団体

#### 令和2年7月豪雨に出動した消防本部及び防災航空隊（81消防本部、9県）

- 【広島県】 ・広島市消防局
- 【山口県】 ・宇部・山陽小野田消防局・下関市消防局・下松市消防本部・岩国地区消防組合消防本部・光地区消防組合消防本部  
・山口市消防本部・周南市消防本部・長門市消防本部・萩市消防本部・美祢市消防本部・防府市消防本部  
・柳井地区広域消防本部
- 【福岡県】 ・みやま市消防本部・遠賀郡消防本部・苅田町消防本部・甘木・朝倉消防本部・久留米広域消防本部  
・京築広域圏消防本部・行橋市消防本部・糸島市消防本部・宗像地区消防本部・春日・大野城・那珂川消防組合消防本部  
・粕屋南部消防組合消防本部・粕屋北部消防本部・大牟田市消防本部・筑後市消防本部・筑紫野太宰府消防組合消防本部  
・中間市消防本部・直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部・直方市消防本部・田川地区消防本部・八女消防本部  
・飯塚地区消防本部・福岡市消防局・北九州市消防局・柳川市消防本部
- 【佐賀県】 ・伊万里・有田消防本部・杵藤地区広域市町村圏組合消防本部・佐賀広域消防局・鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部  
・唐津市消防本部
- 【長崎県】 ・壱岐市消防本部・県央地域広域市町村圏組合消防本部・五島市消防本部・佐世保市消防局・松浦市消防本部  
・新上五島町消防本部・対馬市消防本部・長崎市消防局・島原地域広域市町村圏組合消防本部・平戸市消防本部
- 【熊本県】 ・熊本市消防局
- 【大分県】 ・宇佐市消防本部・臼杵市消防本部・杵築速見消防組合消防本部・国東市消防本部・佐伯市消防本部・大分市消防局  
・竹田市消防本部・中津市消防本部・津久見市消防本部・日田玖珠広域消防組合消防本部・別府市消防本部  
・豊後高田市消防本部・豊後大野市消防本部・由布市消防本部
- 【宮崎県】 ・延岡市消防本部・宮崎県東児湯消防組合消防本部・宮崎市消防局・串間市消防本部・西臼杵広域行政事務組合消防本部  
・西諸広域行政事務組合消防本部・西都市消防本部・都城市消防局・日向市消防本部・日南市消防本部
- 【鹿児島県】 ・始良市消防本部・薩摩川内市消防局・指宿南九州消防組合消防本部・鹿児島市消防局
- 【防災航空隊】 ・埼玉県危機管理防災部 防災航空隊・鳥取県危機管理局 消防防災航空隊・島根県防災部 防災航空隊  
・岡山県知事直轄 消防防災航空隊・愛媛県県民環境部防災局 消防防災航空隊・長崎県危機管理監 防災航空隊  
・大分県生活環境部防災局 防災航空隊・宮崎県総務部危機管理局消防保安課 防災救急航空隊  
・鹿児島県危機管理防災局 防災航空隊

#### 令和2年7月豪雨で緊急消防援助隊の活動を支援した団体

- ・国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

### 4 おわりに

消防庁では、今後、発生が懸念される首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害に際し、緊急消防援助隊の出動に関する措置を迅速かつ的確に行うとともに、都道府県及び消防本部並びに関係機関と連携し、緊急消防援助隊の更なる充実・強化に努めてまいります。

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室  
TEL: 03-5253-7527（直通）



## 防火関係機関と連携した街頭広報を実施

## 松本広域消防局

松本広域消防局では、秋の火災予防運動初日の11月9日にJR松本駅前において松本市防火管理協会・松本市消防団と合同で街頭広報を実施しました。当日は、ミス松本の柿澤夕夏さんにご協力いただき、通勤通学途中の方々に当消防局が製作したポケットティッシュやメモ帳などを手渡ししながら、冬季に向けての火災予防を呼び掛けました。松本広域消防局では、火災予防を広く住民の皆様へ啓発するとともに、関係機関と連携した取組を進め、地域の安心・安全を支えています。



## 秋の全国火災予防運動に伴う消防訓練を実施！

## 泉州南広域消防本部

泉州南消防組合では、秋の全国火災予防運動の一環として、11月21日（土）9時00分から、岬町健康ふれあいセンターピアツァ5において、建物内から出火し、逃げ遅れが数名いるとの想定で、泉州南消防組合から消防車両6台、岬町消防団から消防ポンプ車1台が参加し、自衛消防隊は通報、初期消火、利用客等の避難誘導訓練を行うとともに、泉州南消防組合と岬町消防団と合同で消防訓練を実施し、訓練の最後には、消防署及び消防団で一斉放水を行いました。



## 消防通信 望楼 ぼうろう

## 遠隔手話通訳による救急訓練を実施！

## 八幡浜地区施設事務組合消防本部

当消防本部では、新型コロナウイルス感染拡大を受け、感染リスクを避けながら聴覚障害者と円滑なコミュニケーションを図るために、救急現場と手話通訳者をオンラインで繋ぐ遠隔手話通訳システムを導入しました。

令和2年11月15日、八幡浜市聴覚障害者協会と手話サークル「あゆみの会」の協力を得て救急訓練を実施し、救急隊員の実施する観察や応急処置等を体験することで救急隊の活動を理解していただくとともに、遠隔手話通訳システムの実効性を高めました。



## 近隣消防本部参加による消防法第5条の3シミュレーション訓練の実施

## 筑紫野太宰府消防組合消防本部

当消防本部では、11月18日、27日及び30日の3日間にわたり、消防法第5条の3措置命令シミュレーション訓練を実施しました。

この訓練は、大型商業施設年末予防査察の前に毎年実施しており、採用1年目の職員を含む全6班が、大型商業施設想定と特定一階段等防火対象物想定それぞれ2想定を訓練しました。

近隣の消防本部職員54名が聴講し、実務上の課題や取組みを共有することができました。

近隣を含めた地域にフィードバックする取り組みを継続して実施していく所存です。







# 消防大学校だより

## 火災調査科における教育訓練 ～模擬家屋実習について～

消防大学校では、火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させることを目的に、専科教育として「火災調査科」を設置しています。

本年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、年度内に2期実施されるどころ1期のみの実施となりましたが、全国から集まった46名が令和2年10月14日から12月3日までの51日間にわたる教育訓練を終えて、全員が無事卒業しました。

火災調査科では、電気火災鑑識実習など様々な実習が行われますが、本課程を総括する実務型の教育訓練である模擬家屋実習について紹介します。

### 1 模擬家屋実習の概要

模擬家屋実習は、約10㎡の建物を4棟仕立て、内装や家財を実際の家屋と同様に設定し、それぞれ異なる原因で火災を発生させ、実際の現場と同じように火災調査を行うものです。

各棟とも、現場調査終了後、出火箇所付近から取去した石油ストーブ等の鑑識を実施したほか、再現実験を行うなど、科学的かつ客観的な火災調査の実践に努めました。

### 2 模擬家屋火災実習での取り組み

学生が主体となり、それぞれの任務分担（調査責任者・指揮者(主任調査員)・発掘者・写真撮影者・図面作成者）に基づき、火災現場の指揮要領から消火、現場発掘、鑑識、再現実験及び関係者への原因説明要領までを実施し、その上で、学生1人ひとりが火災調査書類を作成しました。

研修の最後には火災調査発表会を実施し、学生の指導者としての説明能力（プレゼン能力）の向上を図るとともに、様々な意見を交わすことで、更なる知見を得ることができました。

今後、各学生は、消防大学校火災調査科の卒業生としての誇りと自信を持ち、科学的かつ客観的な視点で火災調査を行い、火災予防に寄与することが期待されます。



模擬家屋の燃焼状況



現場見分実施状況(発掘)



鑑識実習状況



# 消防大学校だより

## 女性活躍推進コースにおける教育訓練

消防大学校では、今回で5回目となる、女性活躍推進コース第5回を開催しました（令和2年12月15日～23日）。

このコースの目的は、女性消防吏員で消防司令補又は消防士長の階級にある幹部候補生に対して、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させることです。

コロナ禍の中、全国の消防本部から44名の学生が、入校前のeラーニングによる個別学習と全7日間の全寮制の集合教育を受講しました。

「指揮訓練Ⅰ（指揮隊運用訓練）」では、火災発生時の指揮隊の活動についてシミュレーション訓練（図上訓練）を行い、部隊運用に必要な基本的指揮要領を修得するとともに、現場指揮技術及び安全管理能力の向上を図りました。

「火災現場指揮（火災性状及び安全管理の知識）」では、火災防御活動を実施する上で重要な安全管理の基礎である「完全着装」を体験し、また活動に必須の「火災性状」に対する理解を深め、活動上の危険性を実際に目で見て知ること、指揮能力を高めました。実火災体験型訓練では、火災現場における活動を想定した現場と同様の熱、煙の状況をつくり、中性帯やロールオーバー等の火災性状を観察するとともに、合わせて注水による熱環境の変化や、脱出時間を確保するための注水技術を体験しました。



実火災体験型訓練

座学では、最新の消防行政の動向や元女性消防署長の女性のキャリアに関する講義、今後、幹部として必要になる人事管理、実務管理、予防実務、部下指導のためのペップトークや教育技法、説得技法等の講義を受講しました。

また、女性消防吏員の活躍について、各自テーマを選択し、入校前に調査研究を実施し、入校中、その結果について全員が発表を行うことで、様々な課題や対応策に関する情報を共有し、今後、女性消防吏員の活躍に繋げるという意識を醸成するとともに、幹部職員としての視点や考え方を養いました。

課題研究発表には、全国の各消防本部で活躍し、ロールモデルとなる女性消防吏員4名をコメンテーターとして招き、学生の研究した課題や解決策等についてアドバイスをいただきました。

全ての研修を終えた学生からは、「似たような悩みを抱えている人たちと話が出来て良かった。」「全国に仲間が出来た。充実した9日間だった。」等の感想が寄せられました。

本コースで、知識技術の修得を行うとともに、同じ悩みをもった仲間と今後のキャリアプラン、ライフプランについて語り合うことで、修了後の活躍の意識がさらに高まったものと考えます。また実際に、本コースに参加された学生の皆さんは、修了後に様々な場面で活躍されています。

今後は、これを契機としてさらに学びを深め、全国の仲間とのネットワークを構築しつつ、各消防本部で実績を重ねて幹部職員となり、女性の活躍が当たり前という状況が多く消防本部で実現することを期待しています。

消防大学校では、各学科、コースともに定員の5%を女性消防吏員の優先枠として設定し、女性の入校を推進しています。さらなる活躍を目指し、女性消防吏員の皆様の消防大学校への積極的な入校をお待ちしています。

最後にコロナ禍の中、本コースが開催できたことに各都道府県関係者並びに学生を送り出していただきました所属、ご家族に感謝申し上げます。

### 問い合わせ先

消防大学校教務部  
TEL: 0422-46-1712





## 最近の報道発表 (令和3年1月26日～令和3年2月22日)

### <救急企画室>

3.1.29	「#7119の全国展開に向けた検討部会」報告書の公表	<p>消防庁では、救急相談センター事業（#7119）（以下「#7119」という。）が全国で実施されることを目指し、平成21年に実施した「モデル事業」を皮切りに、「救急業務のあり方に関する検討会」を中心にこれまで様々な視点から検証・検討を行い、事業の普及に向けた通知等の発出や、#7119普及促進アドバイザー制度の創設による未実施地域への働きかけなどを行い、事業の導入促進を進めてきました。</p> <p>今年度は、#7119の更なる普及を進め、「日本全国どこにいても#7119が繋がる体制」すなわち#7119の全国展開を目指すことを目的として、「#7119の全国展開に向けた検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置し、具体的な対応方策の検討を進めてきました。</p> <p>この度、検討部会の報告書を取りまとめましたので、お知らせします。</p>
--------	----------------------------	---

### <予防課>

3.2.10	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）に対する意見公募	<p>消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）の内容について、令和3年2月12日から令和3年3月15日までの間、意見を公募します。</p>
--------	--	--

### <地域防災室>

3.2.22	令和2年度総務大臣感謝状（消防団関係）の贈呈団体の決定	<p>令和2年度総務大臣感謝状（消防団関係）の贈呈団体を次のとおりとしましたので、お知らせします。</p> <p>なお、贈呈式典については、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等を踏まえ、本年4月下旬以降に開催することを検討していますが、詳細は追ってお知らせします。</p>
3.2.22	「第25回防災まちづくり大賞」受賞団体の決定	<p>「防災まちづくり大賞」は、阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、今回で25回目を迎えました。地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。</p> <p>この度、防災まちづくり大賞選定委員会（委員長：室崎益輝（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長）氏。）において、「第25回防災まちづくり大賞」の受賞団体を次のとおりとしましたので、お知らせします。</p> <p>なお、表彰式典については、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年2月12日変更））の趣旨を踏まえ、実施しません。</p>
3.2.22	令和2年度消防庁消防団協力事業所表示証の交付団体の決定	<p>令和2年度消防庁消防団協力事業所表示証の交付団体を次のとおりとしましたので、お知らせします。</p> <p>なお、交付式典については、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等を踏まえ、本年4月下旬以降に開催することを検討していますが、詳細は追ってお知らせします。</p>
3.2.22	令和2年度防災功労者消防庁長官表彰及び消防団等地域活動表彰の受賞団体の決定	<p>令和2年度防災功労者消防庁長官表彰及び消防団等地域活動表彰の受賞団体を次のとおりとしましたので、お知らせします。</p> <p>なお、表彰式典については、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年2月12日変更））の趣旨を踏まえ、実施しません。</p>
3.2.22	令和2年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）	<p>令和2年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）の受賞クラブ及び指導者を次のとおりとしましたので、お知らせします。</p> <p>なお、表彰式典については、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年2月12日変更））の趣旨を踏まえ、実施しません。</p>

### <消防研究センター>

3.2.17	令和3年度消防防災科学技術賞受賞の作品募集	<p>消防庁では、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、「令和3年度消防防災科学技術賞」の作品募集をいたします。</p>
--------	-----------------------	---



## 最近の通知 (令和3年1月26日～令和3年2月22日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	令和3年2月19日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	建築物防災週間(令和2年度春季)の実施について
事務連絡	令和3年2月19日	各都道府県消防担当主管部(局)	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(避難生活担当)付 消防庁国民保護・防災部 防災課	災害発生時における新型コロナウイルス感染症への対応について — 情報共有及び避難所における対応の経費 —
事務連絡	令和3年2月18日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁危険物保安室	労働安全衛生法令における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について
消防特第37号	令和3年2月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	林野火災に対する警戒の強化について
消防予第46号	令和3年2月17日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	「消防法施行規則第三十一条の六第八項第六号の期間を定める件等の一部を改正する件」の公布について
事務連絡	令和3年2月16日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組への対応について(依頼)
事務連絡	令和3年2月15日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症対策本部(第55回)等の開催について(情報提供)
事務連絡	令和3年2月15日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について(情報提供)
消防消第35号 消防地第41号	令和3年2月12日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部 地域防災室長	新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる消防団員等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について(依頼)
消防予第40号	令和3年2月9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	電子申請による建築確認に係る消防同意等事務の取扱いについて(通知)
事務連絡	令和3年2月8日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について(情報提供)
消防消第22号 消防救第27号 消防広第38号	令和3年2月8日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁消防・救急課長 消防庁救急企画室長 消防庁国民保護・防災部 広域応援室長	新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について(依頼)
事務連絡	令和3年2月5日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等の徹底について(情報提供)
事務連絡	令和3年2月3日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症対策本部(第54回)等の開催について(情報提供)
事務連絡	令和3年2月3日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の取扱いについて(情報提供)
事務連絡	令和3年2月2日	各都道府県消防防災主管課	消防庁消防・救急課	令和2年度「消防学校の教育訓練に関する調査」の結果について
事務連絡	令和3年2月2日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	令和2年1月から同年9月までに発生した製品火災に関する調査結果について
事務連絡	令和3年1月29日	各都道府県消防・防災主管部局 各指定都市消防・防災主管部局	消防庁消防・救急課	令和3年度の消防防災に関する普通交付税措置(案)の概要について
消防予第22号	令和3年1月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	東京都港区における二酸化炭素消火設備の放出事故の発生について
事務連絡	令和3年1月27日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・指定都市消防本部	消防庁予防課長	新型コロナウイルス感染症対策のための消防用設備等の取扱いに係る柔軟な対応の周知について
消防予第20号	令和3年1月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・指定都市消防本部消防長	消防庁予防課長	新型コロナウイルス感染症対策のための消防用設備等の取扱いに係る柔軟な対応について
事務連絡	令和3年1月27日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁消防・救急課 消防庁救急企画室 消防庁国民保護・防災部 地域防災室 消防庁国民保護・防災部 広域応援室	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する政府の情報発信について(情報提供)
消防消第14号	令和3年1月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	男性職員の育児休業等の取得促進に向けた更なる取組について
消防消第6号	令和3年1月27日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課長	女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組等に関する調査の結果等について

通知等



事務連絡	令和3年1月26日	各都道府県消防防災主管課	消防庁危険物保安室長	危険物施設に係る各種ガイドライン等に沿った消防法令の運用について
消防危第11号	令和3年1月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果及び危険物の移送等における保安確保について

## 広報テーマ

3 月		4 月	
①外出先での地震の対処 ②地域に密着した消防団活動の推進 ③少年消防クラブ活動への理解と参加への呼び掛け	防災課 地域防災室 地域防災室	①林野火災の防止	特殊災害室





## 外出先での地震への対処

### 防災課

地震が発生したとき、身の安全を確保するには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をとることが極めて重要です。そのためには、日ごろから皆さんが地震に対して正しい心構えを身につけておくことが大切です。

今回は、特に外出先での地震への対処について取り上げてみます。

#### 1 住宅地

**強い揺れに襲われたら、住宅地の路上では落下物や倒壊物に注意しましょう。**

- 住宅地の路地にあるブロック塀や石塀は、強い揺れで倒れる危険があります。揺れを感じたら塀から離れましょう。
- 電柱や自動販売機も倒れてくる場合があります。そばから離れましょう。
- 屋根瓦や二階建て以上の住宅のベランダなどに置かれている物が落下してくる場合があります。頭上からの落下物に注意しましょう。

#### 2 オフィス街・繁華街

**中高層ビルが建ち並ぶオフィス街や繁華街では、窓ガラスや外壁、看板などが落下してくる危険性があります。**

- オフィスビルなどの窓ガラスが割れて落下すると、広範囲に拡散します。ビルの外壁や貼られているタイル、外壁に取り付けられている看板などが落ちることもあります。鞆などで頭を保護し、できるだけ建物から離れましょう。
- デパートなどの建物の中にいる場合には、陳列棚の商品や装飾品などが落下する危険性があります。揺れを感じたらすぐに離れましょう。また、エスカレーターは、急停止することがあります。普段から手すりを掴み、急停止の反動に備えましょう。



#### 3 海岸付近

**海岸付近で強い揺れに襲われたら、一番恐ろしいのは津波です。避難の指示や勧告を待つことなく、直ちに避難しましょう。**

- 強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸付近から離れ、急いで高台や津波災害に対応した指定緊急避難場所などの安全な場所へ避難しましょう。
- 携帯電話やスマートフォン、ラジオなどを活用し、津波に関する情報を入手しましょう。
- 津波は繰り返して来ます。第1波が小さくても後から来る波の方が大きい場合があります。いったん波が引いても津波警報・注意報が解除されるまで、海岸付近には絶対に戻ってはいけません。

#### 4 山・丘陵地

**落石に注意し、急傾斜地など危険な場所から遠ざかりましょう。**

- 山ぎわや急傾斜地では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、すぐに離れましょう。
- 揺れが収まった後も、崩れやすくなっている可能性があります。近づかないようにしましょう。



#### 5 自動車の運転中

**急ブレーキは予想外の事故を引き起こすことにつながります。**

- 急ブレーキは禁物です。ハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落とし、道路の左側に停車しましょう。
- 停車後は慌てて車外に飛び出さず、携帯電話やスマートフォン、カーラジオなどで災害情報を収集しましょう。
- その場に自動車を置いて避難する場合は、緊急車両等の通行の妨げとなった際に速やかに移動をさせる必要があるため、車のキーはつけたままにし、ドアをロックしないで、避難をしましょう。



## 地域に密着した消防団活動の推進

### 地域防災室

#### ○ 消防団の特性「地域密着性」

消防団は、全国すべての市町村に設置されており、その特性の一つに、「地域密着性」（消防団員は、管轄区域内に居住又は勤務しており、地域の状況を熟知）があります。このような特性を有する消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、火災や大規模な自然災害における活動のみならず、平常時においても、地域に密着した様々な活動を行っており、地域の安心・安全を確保するために積極的に活動しています。

本稿では、その一例として、令和2年度の消防団等地域活動表彰を受けられた、沖縄県久米島町消防団の活動を紹介します。

#### ○ 地域コミュニティFMラジオによる広報

久米島町消防団は、毎月1回、地域コミュニティFMラジオによる広報活動を行っています。

ラジオ局のパーソナリティーとして活躍している消防団員と消防職員が、ともに番組の中で応急手当の重要性や、近年全国各地で多発している災害への備えなどの話題を生声として届け、町民への防災に関する強い意識付けを行っています。

こうした広報活動により、防火・防災思想の普及等に大きく貢献しています。



ラジオパーソナリティーの団員と収録の様子

#### ○ 消防フェアの開催

毎年5月には、町内の児童や生徒、その保護者などを主な対象とした「消防フェア」を開催しています。

消防団員による様々なアトラクションコーナーや、消防士体験コーナーなどに参加してもらうことで、地域防災の活性化に貢献しています。

子どもから大人までが直に消防とふれ合う機会をもち、火災予防の意識高揚に繋げ、安心して暮らせる町づくりに寄与しています。

「わったー島はわったーが守る！」この合い言葉のもと、久米島町消防団は、今後も様々な活動を通し久米島町の安全と安心を守っていきます。

※「わったー」とは沖縄の島言葉で、私達や自分達という意味です。



子ども達に風船を配布（消防フェア）

#### ○ 消防団活動の推進に向けて

このように、各地域の消防団は、地域ぐるみで参加できる様々な活動を積極的に実施しており、一人でも多くの住民に防火・防災について考えていただける機会を設けています。こうして、「自らの地域は自らで守る」という自助・共助意識を再確認していただき、今後発生が危惧されている大規模災害などへの備えを行っています。

全国の消防団員数は年々減少し続け、地域における防災力の低下が懸念されています。今回、ご紹介したような地域に密着した消防団活動を継続して行うことで、防火・防災や消防団に対する理解が深まり、一人でも多く、消防団員が増加することが期待されます。各地で実施する消防団の活動について、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

#### 問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室  
TEL: 03-5253-7561





# 少年消防クラブ活動に参加してみませんか

## 地域防災室

### ○少年消防クラブとは

少年消防クラブとは、少年少女が防火及び防災について学習するための組織であり、日頃、防火パトロールや防火・防災に関する研究発表会の実施などの活動をしています。令和2年5月1日現在のクラブ数は4,352団体で、クラブ員数は約41万人です。

### ○主な活動

少年消防クラブの活動は、クラブによって様々ですが、主に以下のような活動が行われています。

#### (1) 防災マップ作り

クラブ員が自分たちの住むまち・地域を実際に歩き、消火栓の場所や災害時の危険箇所などを把握し、防災マップを作ることを通じて、地域の防災に対する理解を深めています。

#### (2) 防火パトロールの実施

日頃より地域の住民の方々に火災予防を呼び掛けるため、消防職員・団員等とともに、防火パトロールや防火パレードなどの防火広報活動を行っています。

#### (3) 研究発表（ポスター等の作成）

防火・防災に関する研究を行い、その成果をまとめたレポートやポスター、防火新聞等を作成して校内に展示したり、各家庭に配布したりして、火災予防や防火・防災意識の高揚に努めています。

#### (4) 防災訓練等への参加

防災訓練や防災講習会等への参加、消防署の見学・訪問等を通じ、火災の知識や地震等の自然災害が発生する仕組みを学習したり、消火栓などを使った初期消火の方法、ロープワーク、応急手当等の知識や技術を身に付けています。

#### (5) 防災キャンプ

主に夏休みを利用して、学校の体育館や運動場等に寝泊り（避難所体験）し、炊き出しを実施する等、日ごろ体験できない活動を通じて、仲間との連帯感を高めています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止を徹底しながら、創意工夫を凝らし活動していますが、少年消防クラブの活動は、命や暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、地域と関わりを持ち、幅広い年齢層の仲間と交流を深める機会にもなっており、人間形成や地域社会への参加の面でも大変有意義な活動です。

### ○消防庁の取組

(1) 優良少年消防クラブ表彰及び優良少年消防クラブ指導者表彰（フレンドシップ）

消防庁では毎年、活発な活動を行っている少年消防クラブやその活動を支える指導者に対する表彰を実施しており、令和元年度は、特に優良なクラブ28団体、優良なクラブ40団体、優良な指導者14名を表彰しました。（新型コロナウイルス感染拡大防止のため表彰式は中止。）

#### (2) 全国少年消防クラブ交流大会

平成24年度から、毎年、将来の地域防災の担い手育成を図るため、消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、消防団等から災害の教訓や災害への備え等について学ぶことを目的として、「少年消防クラブ交流大会」を開催しています。令和2年度は、9月に鳥取県米子市で開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

身近な生活の中から防火・防災について学ぶ少年消防クラブ活動に参加してみませんか。少年消防クラブへの参加、活動内容等については、お住まいの市役所・町役場や消防署にお問い合わせください。



平成30年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）の様子



令和元年度全国少年消防クラブ交流大会の様子

#### 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室 米山  
TEL: 03-5253-7561





# 令和3年度消防防災科学技術賞の作品募集

## 消防研究センター

消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告の分野において、優れた業績をあげた等の個人又は団体を消防庁長官が表彰することにより、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、「令和3年度消防防災科学技術賞」の作品募集をいたします。皆様の一層のご応募をお待ちいたしております。

詳細は、消防研究センターホームページ (<http://nrfid.fdma.go.jp>) をご覧ください。

### 【応募区分】

#### ■消防職員・消防団員等の部

- A. 消防防災機器等の開発・改良
- B. 消防防災科学論文
- C. 消防職員における原因調査事例

#### ■一般の部

- D. 消防防災機器等の開発・改良
- E. 消防防災科学論文

### 【応募受付期間】

令和3年4月1日(木)～4月22日(木)

※消印有効

### 【表彰】

優れた作品には、11月に行われる表彰式(東京都内)において、消防庁長官より表彰状及び副賞を授与します。

表彰件数は次のとおりです。

#### ●優秀賞

##### ・消防職員・消防団員等の部

- A. 消防防災機器等の開発・改良 5件以内
- B. 消防防災科学論文 5件以内
- C. 消防職員における原因調査事例 10件以内

##### ・一般の部

- D. 消防防災機器等の開発・改良 5件以内
- E. 消防防災科学論文 5件以内

**作品募集**

# 消防防災科学技術賞

**応募受付期間**

≫ 令和3.4.1(木) ~ 4.22(木)

■募集区分

- ▼消防職員・消防団員等の部
  - A. 消防防災機器等の開発・改良
  - B. 消防防災科学論文
  - C. 原因調査事例
- ▼一般の部
  - D. 消防防災機器等の開発・改良
  - E. 消防防災科学論文

■表彰

優れた作品には、令和3年11月に行われる表彰式(東京都内にて開催予定)において消防庁長官より表彰状及び副賞を授与します。

- 6月頃に、応募作品の「概要」が消防研究センターホームページで公開されます。
- 表彰者は、9月頃に決定・公表される予定です。
- 詳細は、消防研究センターホームページ(<http://nrfid.fdma.go.jp>)をご覧ください。

令和2年度受賞作品

救急KVTシートの開発

電気プラグのプラスチック中の赤リンの検証

異常燃焼が火災に発展した石油ストーブの構造不具合に関する調査報告

消防団ポンプ車加圧シミュレーター—安全で確実な逃水を担当者目線のものに—

■連絡先

消防庁 消防研究センター 研究企画室  
 TEL: 0422-44-8331 FAX: 0422-42-7719  
 E-mail: hyosho2021@fri.go.jp  
 消防研究センターホームページ: <http://nrfid.fdma.go.jp>

#### ●奨励賞

消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例 3件以内

・6月頃に、応募作品の「概要」が消防研究センターホームページで公開されます。

・表彰者の公表は、9月頃に決定・発表される予定です。

#### 問い合わせ先

消防庁消防研究センター 研究企画室  
TEL: 0422-44-8331 (代表)  
E-mail: [hyosho2021@fri.go.jp](mailto:hyosho2021@fri.go.jp)



作品  
募集



# 消防防災 科学技術賞



応募受付期間

≫ 令和3.4.1(木)  
~4.22(木)

## ■募集区分

▼消防職員・消防団員等の部

- A. 消防防災機器等の開発・改良
- B. 消防防災科学論文
- C. 原因調査事例

▼一般の部

- D. 消防防災機器等の開発・改良
- E. 消防防災科学論文

## ■表彰

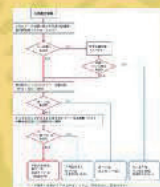
優れた作品には、令和3年11月に行われる表彰式(東京都内にて開催予定)において消防庁長官より表彰状及び副賞を授与します。

- 6月頃に、応募作品の「概要」が消防研究センターホームページで公開されます。
- 表彰者は、9月頃に決定・公表される予定です。
- 詳細は、消防研究センターホームページ(<http://nrifd.fdma.go.jp>)をご覧ください。

## 令和2年度受賞作品



救急KYTシートの開発



電気プラグのプラスチック中の赤リンの検証



異常燃焼が火災に発展した石油ストーブの構造不具合に関する調査報告



消防団ポンプ車訓練シミュレーター~安全で確実な送水を当たり前のものにするために~

## ■連絡先

消防庁 消防研究センター 研究企画室

TEL : 0422-44-8331 FAX : 0422-42-7719

E-mail : [hyosho2021@fri.go.jp](mailto:hyosho2021@fri.go.jp)

消防研究センターホームページ : <http://nrifd.fdma.go.jp>

